

第3次高石市障がい者計画

令和2年3月

高石市

市長あいさつ

本市では、平成 12 年に「高石市障害者計画」、平成 22 年に「第 2 次高石市障がい者計画」を策定し、「ともに支えよう 一人ひとりの自立 ともにつくろう やさしいまち」を基本理念に、「理解と交流の促進」「教育・育成」「生活支援」「雇用・就労の促進」「保健・医療・リハビリテーションの充実」「生活環境の充実」の 6 つの基本方向のもと、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、互いを尊重し、ともに支え合う社会をめざし、障がい福祉施策を推進してまいりました。

本市では、総合計画にも位置づけて、市営住宅でのグループホーム事業や障がい者雇用の拡充、療育的な支援が必要な子どものためのデイサービス事業への支援、駅周辺整備事業や街路整備事業による、まちのバリアフリー化等、取り組みを進めてまいりました。

第 2 次計画の策定から 10 年が経過し、「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者総合支援法」「障害者権利条約」「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」などの制定・批准・施行などが進み、障がい者・児を取り巻く状況は大きく変わってきています。

このような状況の中、第 2 次計画の計画期間が満了となることから、このたび「第 3 次高石市障がい者計画」を策定しました。

この計画は、第 2 次計画の基本理念「ともに支えよう 一人ひとりの自立 ともにつくろう やさしいまち」を継承しつつ、新たな時代に対応するべく、本市の障がい者施策の指針としてまとめたものです。

これまでの支援事業等のみならず、防災等新たな課題の解決に向けて全力で取り組み、住み慣れたこの高石市で、障がい者・児の方々が、生涯、安心して暮らすことができる地域共生社会のまちづくりを進めていく所存です。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました高石市障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました関係者、市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

今後とも、この計画の推進にあたりまして、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和 2 年 3 月

高石市長 阪口伸六

目 次

第1章 計画策定の趣旨

| | |
|------------------|---|
| 1. 障がい施策の動向..... | 1 |
| 2. 計画の位置づけ..... | 3 |
| 3. 計画の期間..... | 3 |
| 4. 計画の策定..... | 4 |

第2章 本市の障がいのある人を取り巻く状況

| | |
|----------------------------|----|
| 1. 人口の動向..... | 5 |
| 2. 障がいのある人の動向..... | 6 |
| 3. 障がいの種類別の障がいのある人の動向..... | 8 |
| 4. アンケート調査等からみた課題..... | 13 |
| 5. 既存計画等の進捗・達成状況..... | 26 |

第3章 基本的考え方

| | |
|----------------|----|
| 1. 基本理念..... | 30 |
| 2. 基本的な視点..... | 31 |
| 3. 施策体系..... | 32 |

第4章 施策の展開

| | |
|------------------------|----|
| 1. 個人としての尊厳の尊重..... | 34 |
| 2. 自立と社会参加の促進..... | 37 |
| 3. 地域生活の支援..... | 43 |
| 4. 安全・安心なまちづくりの推進..... | 46 |

第5章 計画の推進

| | |
|--------------|----|
| 1. 推進体制..... | 48 |
| 2. 進行管理..... | 48 |

資料編

| | |
|----------------------------|----|
| 1. 計画の策定経過..... | 51 |
| 2. 高石市障害者施策推進協議会 条例..... | 52 |
| 3. 高石市障害者施策推進協議会 委員名簿..... | 54 |
| 4. 高石市障害者施策推進協議会 提言..... | 55 |
| 5. パブリックコメントについて..... | 56 |
| 6. 用語解説..... | 57 |

第 1 章 計画策定の趣旨

1. 障がい者施策の動向

1) 国の動き

平成 18 年 4 月に『障害者自立支援法』が施行され、精神障がいのある人を含めた三障がいに対する障がい福祉サービスの一元化やサービス体系の再編など、障がいのある人に関する制度が大幅に見直されました。平成 24 年 4 月には、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）』が施行されました。

一方、平成 18 年には、国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が採択され、わが国も平成 19 年 9 月に署名し、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が公布され、同年 12 月に「障害者権利条約」が批准されました。

また、平成 28 年 6 月に改正された「児童福祉法」において、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障がい児福祉計画）」の策定が義務づけられました。

国では、平成 28 年に「我が事 丸ごと～地域共生社会実現本部構想～」が打ち出されました。“我が事・丸ごと 地域共生社会”とは、制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりが暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会のこととされています。この、“我が事 丸ごとの地域共生社会”の実現をめざすためには、今までの高齢者・障がい者・児童といった分野別・縦割りの福祉施策を改め、「多職種連携によるワンストップ型 連携強化型サービス」への転換をめざすことが必要不可欠となってきています。

平成 30 年 3 月には「障害者基本計画（第 4 次）」が策定され、障がい者は、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体であり、障がい者の自立及び社会参加の支援などの施策を総合的・計画的に推進することで共生社会の実現をめざすことが打ち出されています。

このため、あらゆる分野の活動に参加する機会の確保、言語など意思疎通のための手段や情報の取得・利用などについて選択する機会を確保することなどが必要とされています。また、障害者差別解消法の着実な実行（実効）を図るとともに、社会的な障壁（バリア）の除去に向けた取り組みを進めることが必要とされています。

さらに、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施など意思決定の支援や意思疎通の手段選択の機会提供などが重要と

されています。一方では、社会的な障壁の除去に向けても、代替手段の提供などアクセシビリティ向上や心のバリアフリーの推進などをより一層取り組んでいくことが求められています。その他、障がい者一人ひとりの特性、性別や年齢（児童・高齢者等）などに配慮したきめ細かな支援に努めていくことが重要とされています。特に、発達障がいについては、社会全体の理解を促進するとともに、保健・医療・福祉・教育・労働分野の各取り組みの連携を図るなど、総合的・計画的に進めていくことが必要とされています。

なお、発達障がいについては「発達障害者支援法」が平成17年に施行され、発達障がい者に対する支援が着実に進み、保健・医療・福祉・教育・労働等の現場での取り組みが年々拡充しています。

2) 本市の取り組みと計画策定の目的

本市では、平成22年3月に、障がいのある人の総合的な計画である「第2次高石市障がい者計画」を策定し、『ともに支えよう 一人ひとりの自立 ともにつくろう やさしいまち』を基本理念に、すべての人の人権が尊重され、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、自立と社会参加の実現をめざしたまちづくりに取り組んでいます。

また、障がい福祉サービスの提供及び提供基盤の整備に向け、3年ごとに「第1期（平成18年度～20年度）」「第2期（平成21年度～23年度）」「第3期（平成24年度～26年度）」「第4期（平成27年度～29年度）」「第5期（平成30年度～平成32年度）」の「高石市障がい福祉計画」を策定し、平成30年3月に「第1期障がい児福祉計画（平成30年度～平成32年度）」を策定し、障がいのある人や児童が安心して地域で日常生活や社会参加ができるよう努めてきました。

このようなことから、「第2次高石市障がい者計画」の計画期間が終了することを踏まえ、障がい者・児を取り巻く環境や社会情勢の変化に対応するため、「第3次高石市障がい者計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」の第 11 条第 3 項に基づき、『市町村障害者計画』として、高石市における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

また、本計画は、本市のまちづくりの基本指針となる「第 4 次高石市総合計画」（平成 23 年 3 月策定）及び、福祉の総合的な指針となる「高石市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する各種計画と整合を図りながら進めていきます。

【「高石市障がい者計画」と「高石市障がい福祉計画等」との関係】

高石市障がい者計画

- 障害者基本法（第 11 条 第 3 項）に基づき、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：10 年間
- 多分野にわたる計画（人権尊重、広報・啓発活動、障がい者理解学習、福祉教育、ボランティア活動、教育・育成、スポーツ・文化活動、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、権利擁護、雇用・就労、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

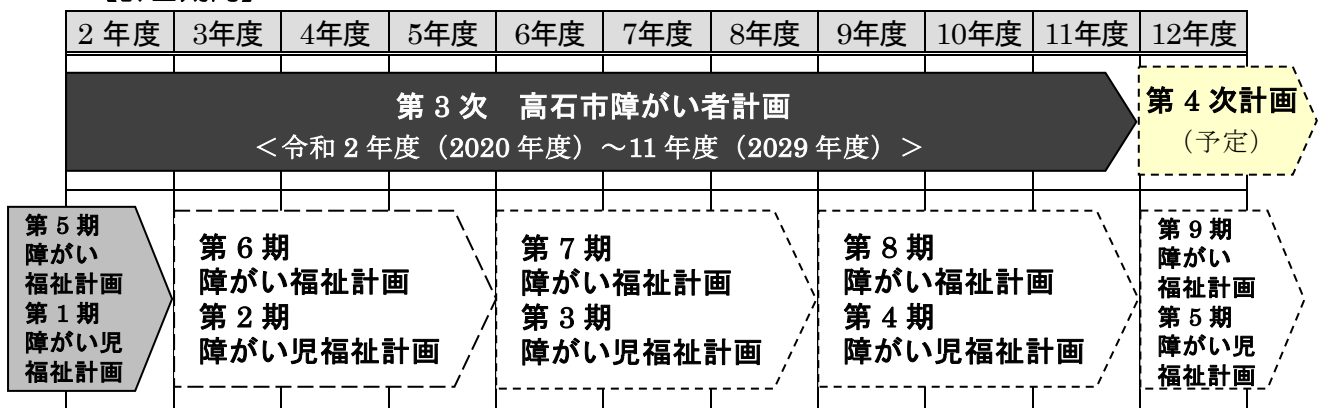
高石市 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

- 障害者総合支援法（第 88 条 第 1 項）に基づき、「市町村障害福祉計画」。児童福祉法（第 33 条の 20）に基づき「市町村障害児福祉計画」
- 計画期間：3 年間
- 各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項 など

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 10 年です。なお、今後の国の動向などにより、必要に応じ計画期間中に本計画の見直しを行うことがあります。

【計画期間】



4. 計画の策定

本計画の策定にあたっては、当事者の意向などを把握するため、次のような取り組みを実施しました。

① 障がい者アンケート調査の実施

- ・調査方法：18歳以上の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者を対象に、郵送配布・郵送回収にて実施。
- ・調査期間：令和元年7月31日（水）～8月14日（水）
- ・対象者数：3,022人（不到着31件、実質配布数2,991件）
- ・調査内容：回答者の属性、障がい福祉サービスの利用状況・今後の利用意向、就労支援方策、生活支援方策、困っていること・不安 など
- ・回収数：1,240件（回収率41.0%、実質配布数に対する回収率41.5%）

② 障がい児アンケート調査の実施

- ・調査方法：18歳未満の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者を対象に、郵送配布・郵送回収にて実施。
- ・調査期間：令和元年7月31日（水）～8月14日（水）
- ・対象者数：167人（不到着0件、実質配布数167件）
- ・調査内容：回答者の属性、家族介助者の状況、教育や療育支援方策、生活支援方策、困っていること・不安 など
- ・回収数：60件（回収率35.9%）

③ 当事者団体ヒアリング

- ・調査方法：身体障がい（身体、視覚、聴覚）や知的障がい、精神障がいの各種団体の代表者などを対象に、現状の問題や課題などを聴取。
- ・実施日：令和元年8月下旬～10月上旬

④ パブリックコメントの実施

- ・日程：令和2年2月13日（木）～3月12日（木）
- ・公開：市ホームページ
- ・閲覧：市役所、図書館、ふれあいゾーン複合センター（障がい者ふれあいプラザ）、中央公民館、老人福祉センター、図書館、総合保健センター、デージードーム、とろしプラザ など
- ・募集方法：持参、郵送、ファックス、Eメール
- ・募集結果：2人（8件）

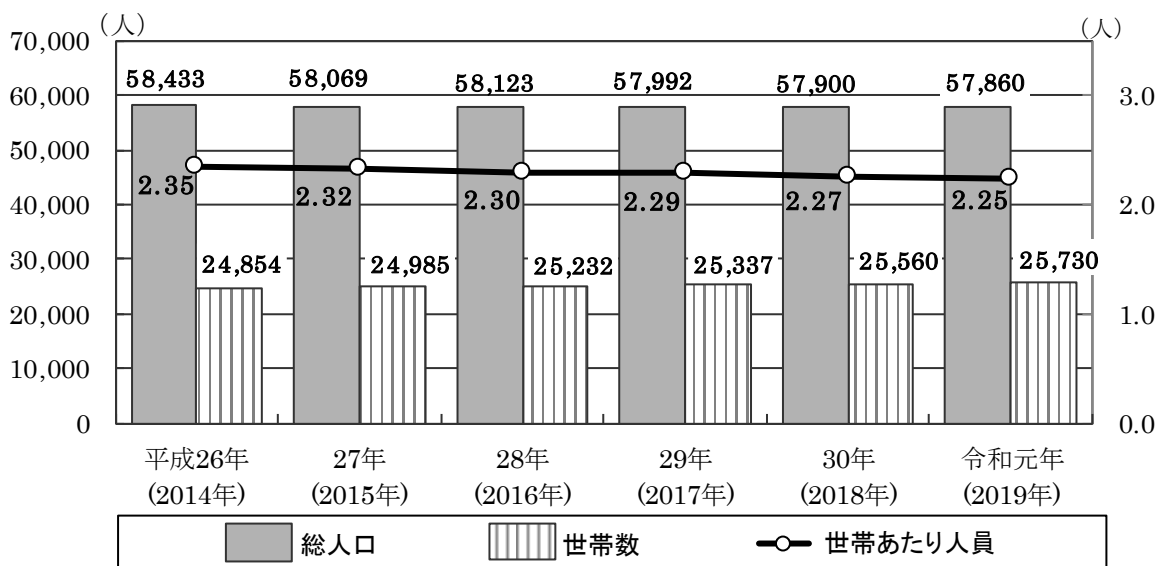
第2章 本市の障がいのある人を取り巻く状況

1. 人口の動向

本市の人口は、出生数の減少などの社会的減少により、年々減少しており、令和元年10月1日現在の人口は57,860人となっています。

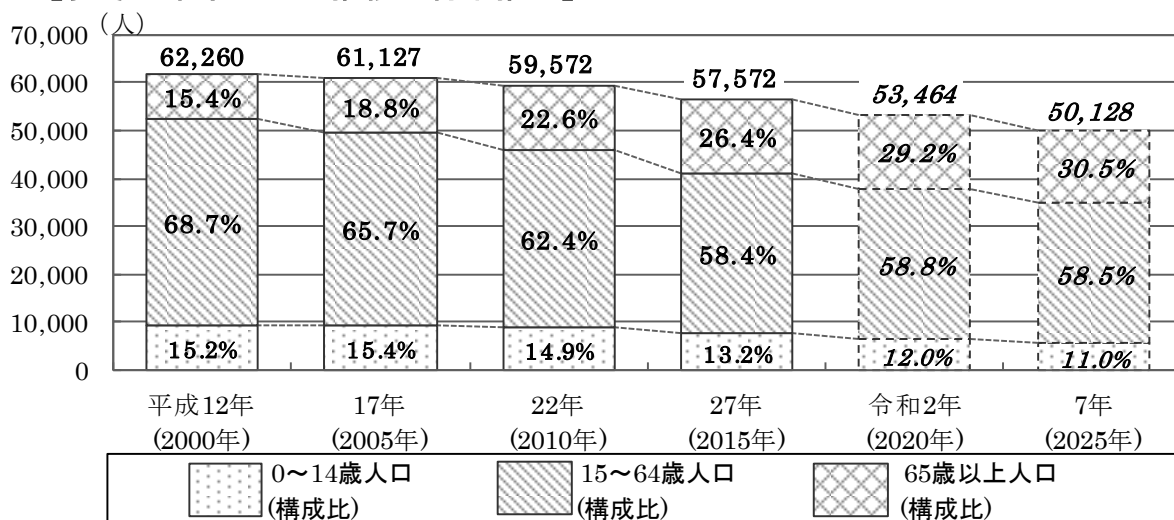
また、令和元年10月1日現在の世帯数は25,730世帯となっており、増加傾向にあります。人口が減少し、世帯数が増加していることから、世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

【本市の人口・世帯数の推移】



資料：住民基本台帳（10月1日現在）

【参考 本市の人口推移・将来推計】



資料：平成12~27年は「国勢調査」（10月1日現在）、令和2・7年は「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

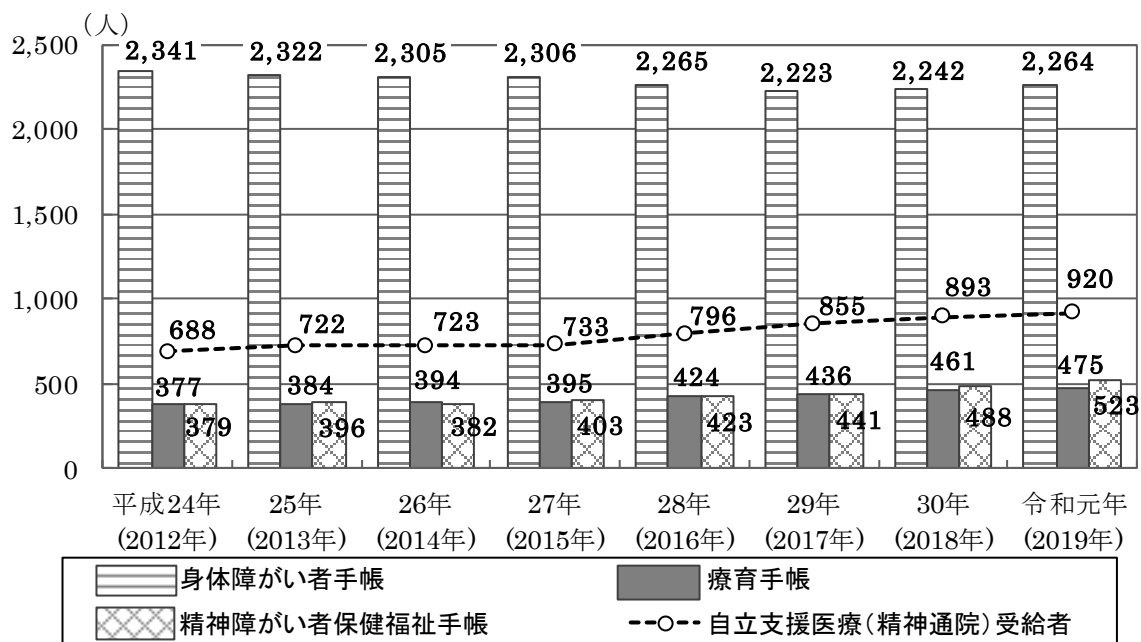
2. 障がいのある人の動向

本市の障がいのある人の人数については、令和元年10月1日現在、身体障がい者手帳所持者が2,264人、療育手帳所持者（知的障がい）が475人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が523人となっています。なお、総人口に占めるそれぞれの割合をみると、身体障がい者手帳は3.9%、療育手帳は0.8%、精神障がい者保健手帳は0.9%となっています。

支援を必要とする人として、障がい者の状況をみると、身体障がい者手帳の所持者は、多少の増減はあるものの横ばいであり、療育手帳と精神障がい者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。

また、精神疾患で通院により継続的な治療が必要な人に対する医療費の自己負担を軽減する「自立支援医療（精神通院）」の受給者（精神障がい者保健福祉手帳の所持者を含む）は、増えてきています。

【障がい者手帳所持者の推移】



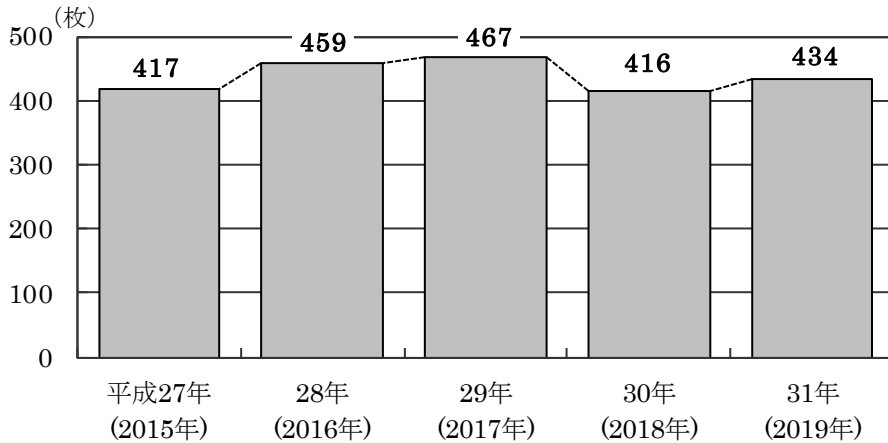
資料：高齢・障がい福祉課（各年10月1日）

※：自立支援医療（精神通院）の令和元年は暫定値です。

一方、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される 333*の疾病（指定難病）については、医療費の負担の軽減や必要と認められた支援を受けることができます。平成 31 年 1 月 1 日現在の「特定医療費（指定難病）受給者」は、434 人（新基準の該当者）となっています。

※令和元年 7 月 1 日現在。なお、総合支援法に基づく指定難病は 361 で、障がい福祉サービスを利用できます。

【特定医療費（指定難病）受給者証 発行数の推移】



資料：和泉保健所（各年 1 月 1 日）

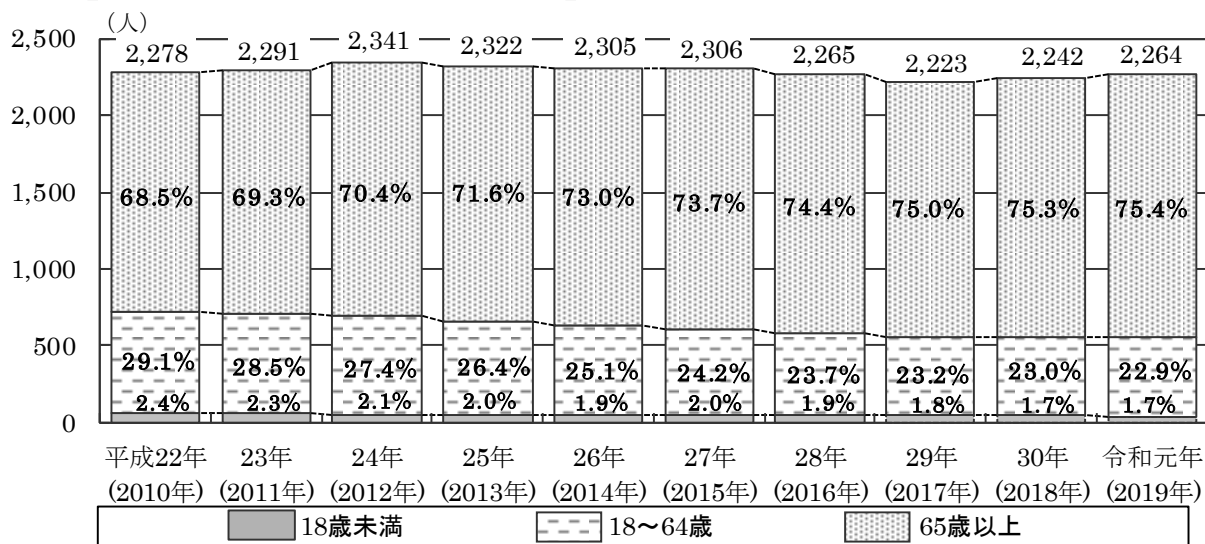
※：経過措置が終了したため、平成 30 年以降は新基準の該当者のみとなりました。

3. 障がいの種類別の障がいのある人の動向

1) 身体に障がいのある人（身体障がい者手帳所持者）

身体に障がいのある人（身体障がい者手帳所持者）は、令和元年10月1日現在、2,264人であり、年ごとに多少の変動はあるものの横ばい傾向にあります。

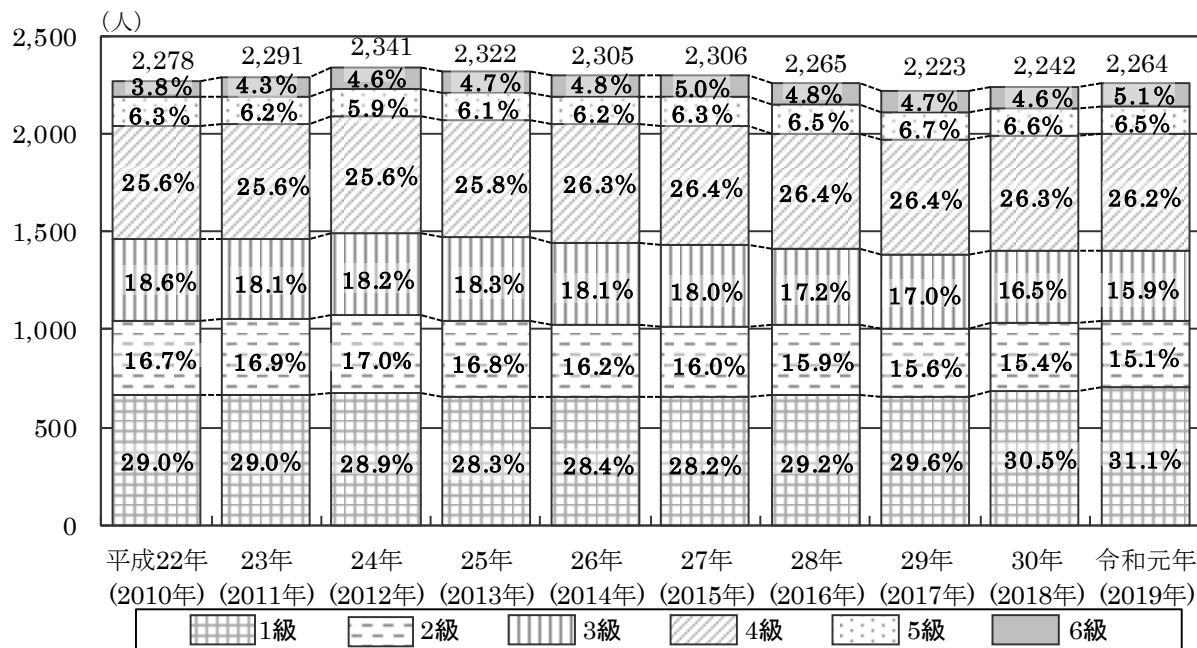
【身体障がい者手帳 年齢別状況】



資料：各年10月1日現在

令和元年の身体障がい者手帳の等級をみると、「1級」が705人で最も多く、手帳所持者の31.1%であり、「1級」と「2級」を合わせた『重度』の人は、1,046人で46.2%となっています。

【身体障がい者手帳 等級別状況】

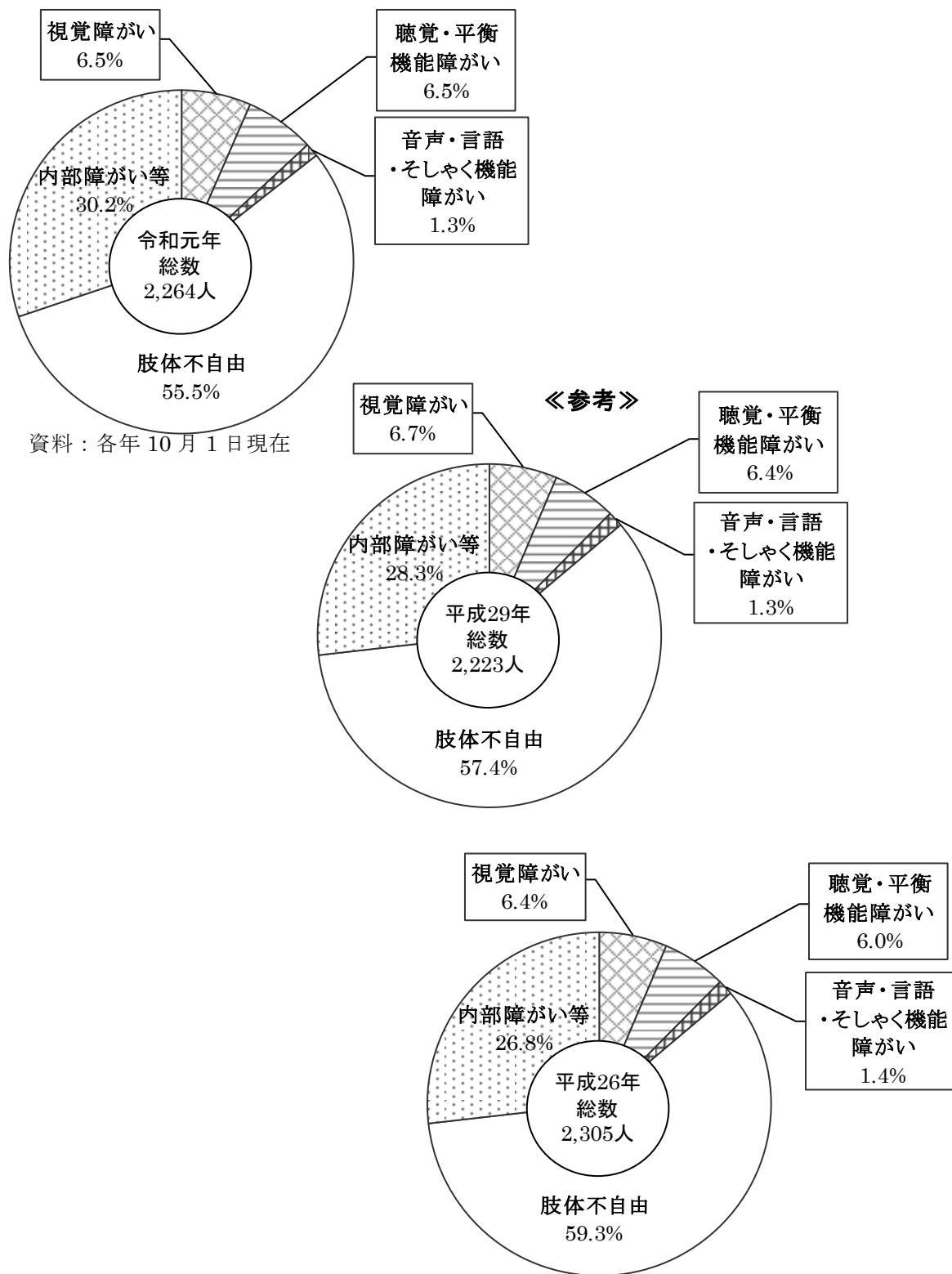


資料：各年10月1日現在

第2章 本市の障がいのある人を取り巻く状況

令和元年の身体障がいの主な種類をみると、「肢体不自由」が1,256人で最も多く、手帳所持者の55.5%、次いで「内部障がい」が683人で30.2%、「視覚障がい」と「聴覚・平衡機能障がい」が148人で6.5%となっています。

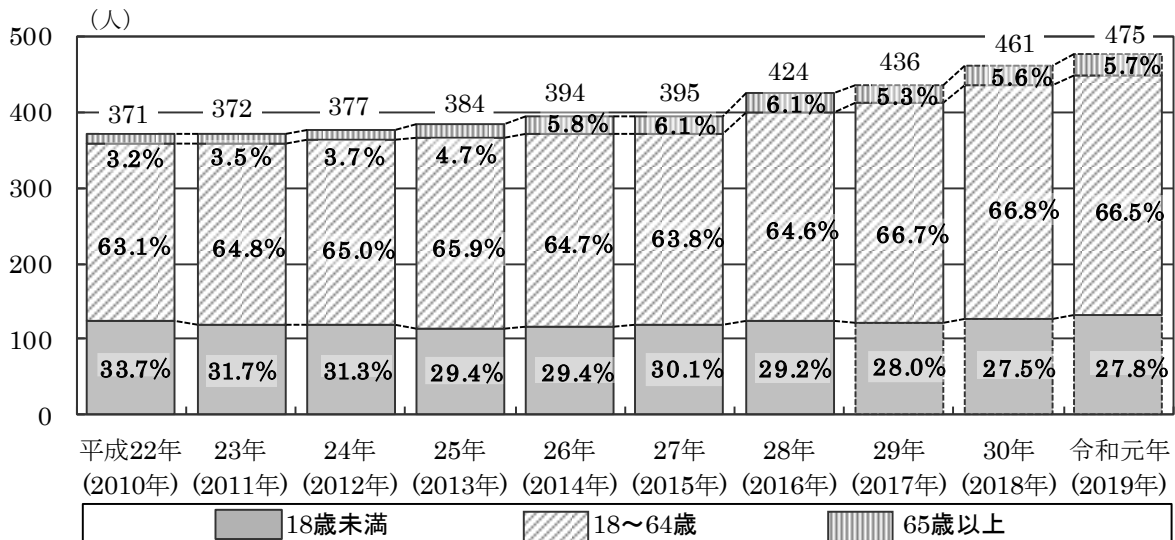
【身体障がい者手帳 障がいの主な種類】



2) 知的障がいのある人（療育手帳所持者）

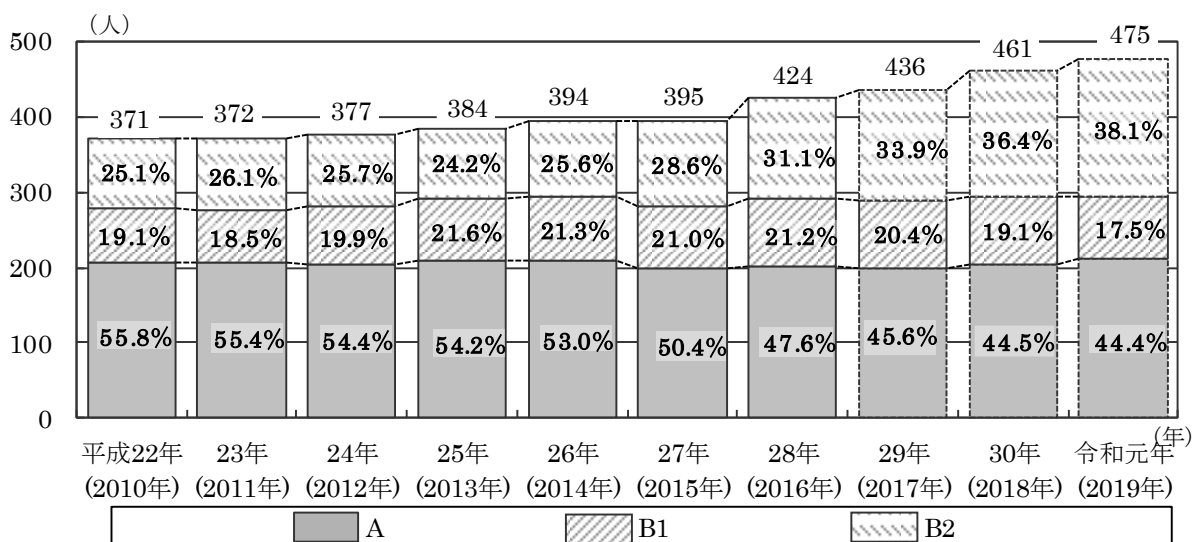
知的障がいのある人（療育手帳所持者）は、令和元年10月1日現在、475人です。療育手帳所持者数は、わずかながら増加傾向にあります。

【療育手帳 年齢別状況】



令和元年の療育手帳の判定状況を見ると、「A（重度）」が211人で最も多く、手帳所持者の44.4%となっています。

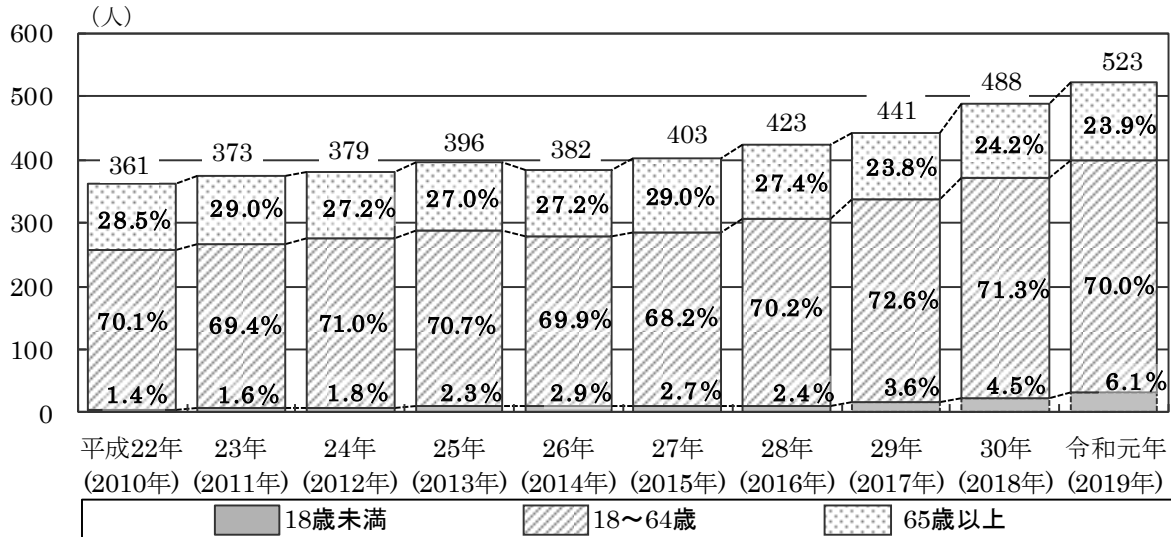
【療育手帳 判定状況】



3) 精神障がいのある人（精神障がい者保健福祉手帳所持者）

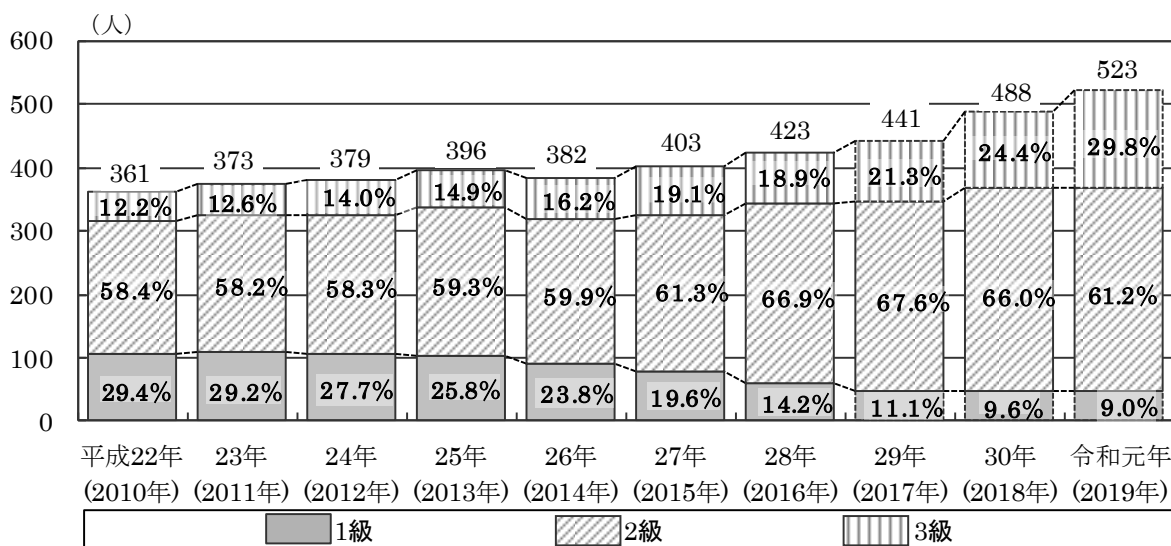
精神障がいのある人（精神障がい者保健福祉手帳の所持者）は、令和元年10月1日現在、523人であり、近年増加傾向にあります。

【精神障がい者保健福祉手帳 年齢別状況】



令和元年の精神障がい者保健福祉手帳の等級をみると、「2級」が320人で最も多く、手帳所持者の61.2%となっています。

【精神障がい者保健福祉手帳 等級別状況】



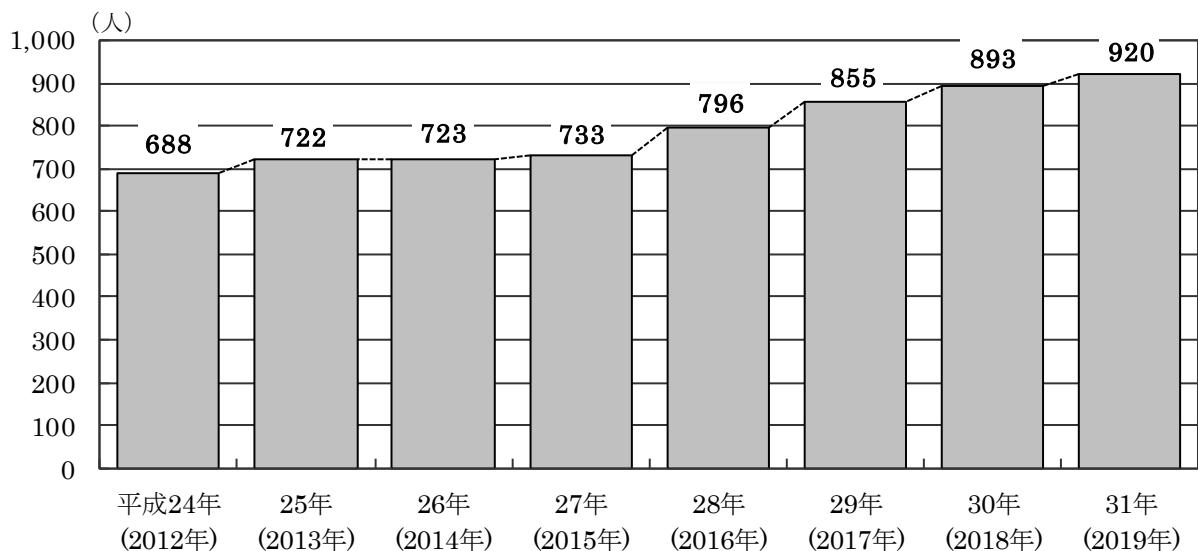
4) その他の障がいなどのある人

心身の障がい除去・軽減するための医療に関し、医療費の自己負担額を軽減するため、自立支援医療制度があります。

- ・自立支援医療（精神通院）……精神疾患で継続的に通院による精神医療を必要とする人
- ・自立支援医療（更生医療）……身体障がい者手帳の所持者で、その障がい除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる18歳以上の人
- ・自立支援医療（育成医療）……身体に障がいがあり、その障がい除去・軽減する手術などの治療で確実に効果が期待できる18歳未満の児童

自立支援医療（精神通院）の受給者は、令和元年10月1日現在、920人（暫定値）であり、年々増加しています。また、自立支援医療（更生医療）と自立支援医療（育成医療）の受給者が一定数います。

【自立支援医療（精神通院） 受給者の状況】



資料：各年10月1日現在（ただし、令和元年は暫定値）

4. アンケート調査等からみた課題

1) 障がい者アンケート調査結果から

(1) 理解と交流の促進に関して

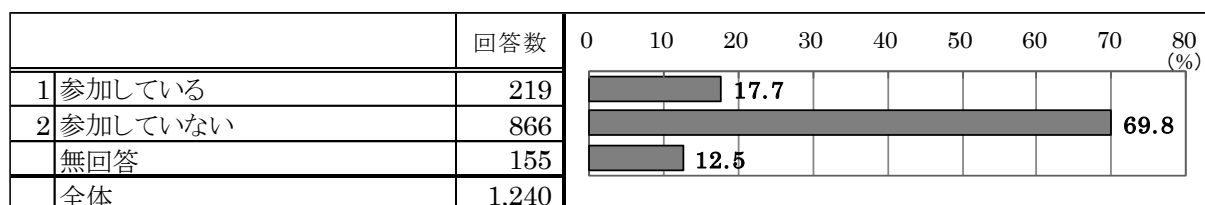
地域では、さまざまな行事や活動が展開されています。これらの行事や活動などに「参加している」のは約18%となっています。具体的な行事や活動として、「防災訓練・避難訓練」「盆踊り・夏祭り」「美化・清掃活動」などがあげられています。

また、地域では、高齢者や障がいのある人などの見守り活動や交流活動が展開されていますが、「見守りや安否確認をしてもらっている」は4.0%、「交流活動に参加している」は3.8%となっています。ただし、地域で安心して生活するために必要な支援として、「医療ケアなどが適切に得られること」(31.5%)などの第5位として「地域が理解し、温かく見守ってくれること」(23.5%)があげられています。

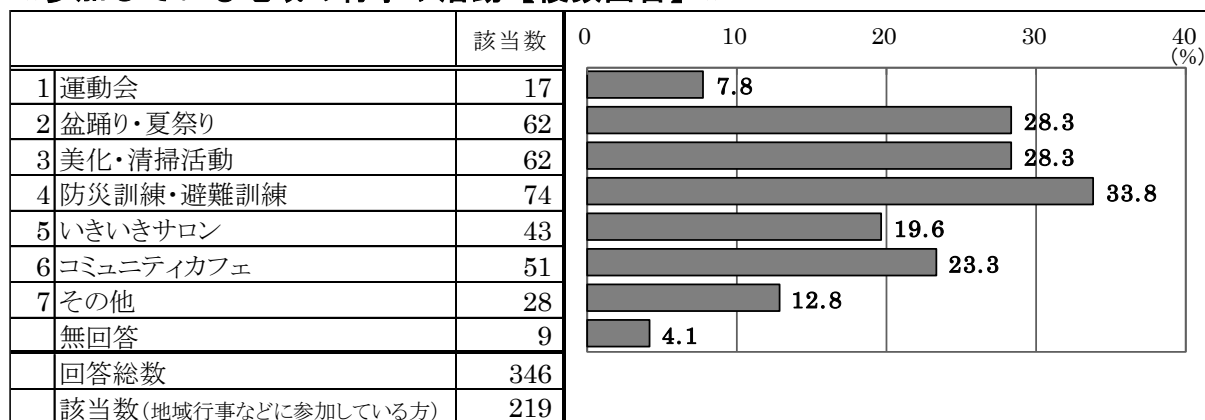
一方では、障がいのある人が、「これまでに差別を受けたり、いやな経験をした」ことについて、半数が「とくにない」としているものの、「障がいのあることをわかってもらえない」「じろじろみられたり、指を指される」などを経験されています。

このようなことから、引き続き、市民の障がいや障がいのある人についての意識や理解を深めるため、地域の見守り活動や地域行事などの周知、福祉教育・学習などを充実していくことが必要となっています。

《地域行事や活動への参加状況》

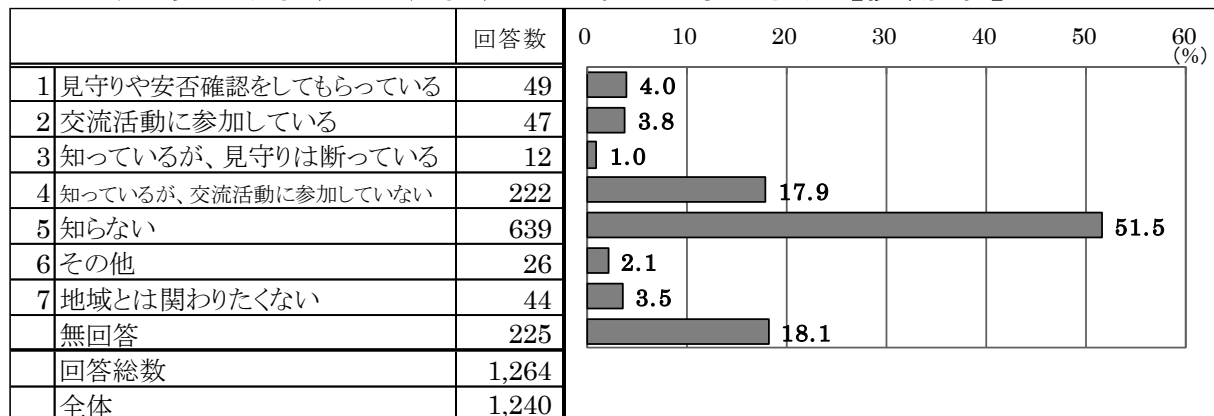


《参加している地域の行事や活動【複数回答】》

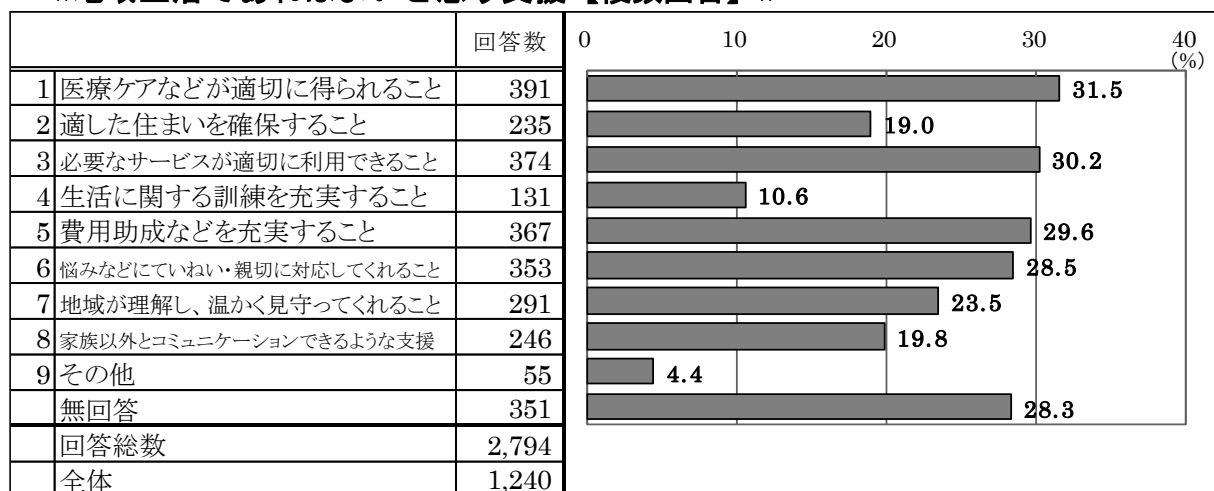


第3次 高石市障がい者計画

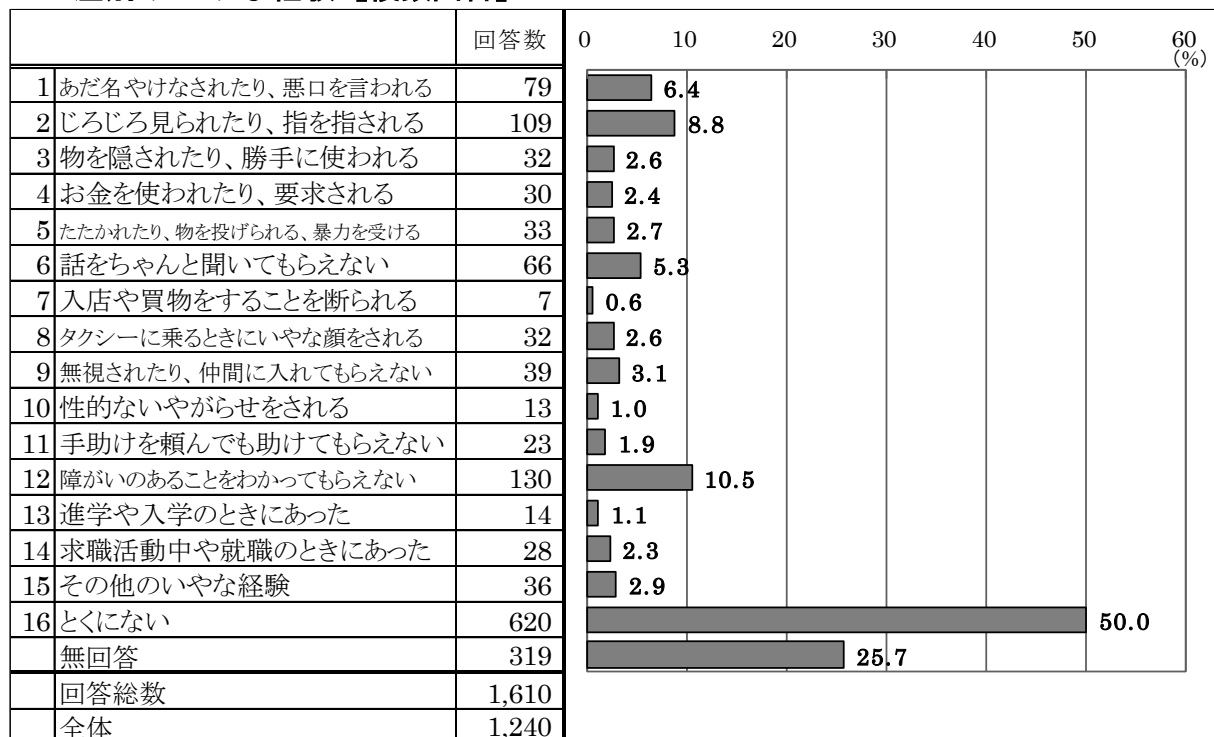
《地域の見守り活動や交流活動などの認知・参加状況【複数回答】》



《地域生活であればよいと思う支援【複数回答】》



《差別やいやな経験【複数回答】》



(2) 生活支援に関して

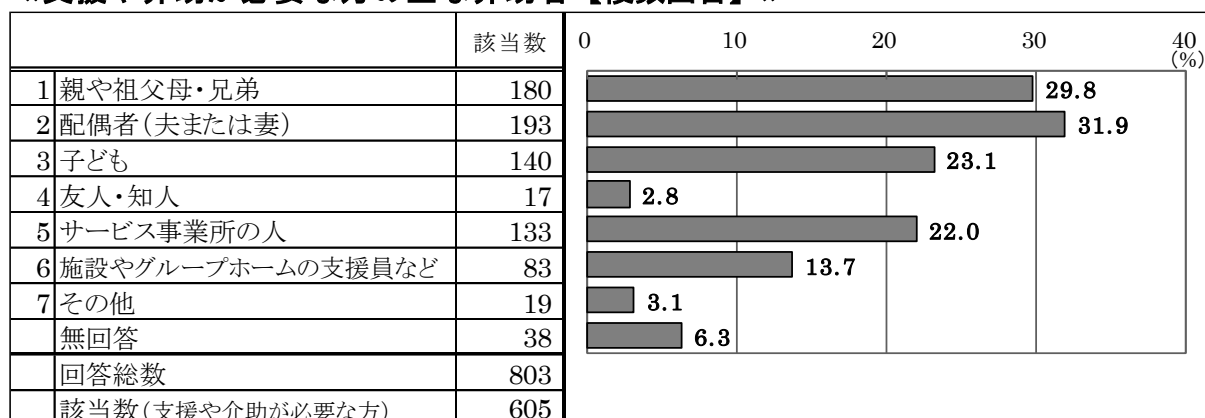
日常生活で支援や介助などが必要な人は、約半数であり、支援や介助を担っているのは家族が多くなっています。その家族介助者が支援や介助できない時の対応は、「ほかの家族や親せきに頼む」「ホームヘルプサービスを利用する」などとされています。

また、障がい福祉サービスについては、それぞれに適したサービスを利用されていますが、利用の際に困ったこととして、「サービス内容がわからなかった」「費用負担があるため、使いにくい」などがあげられています。

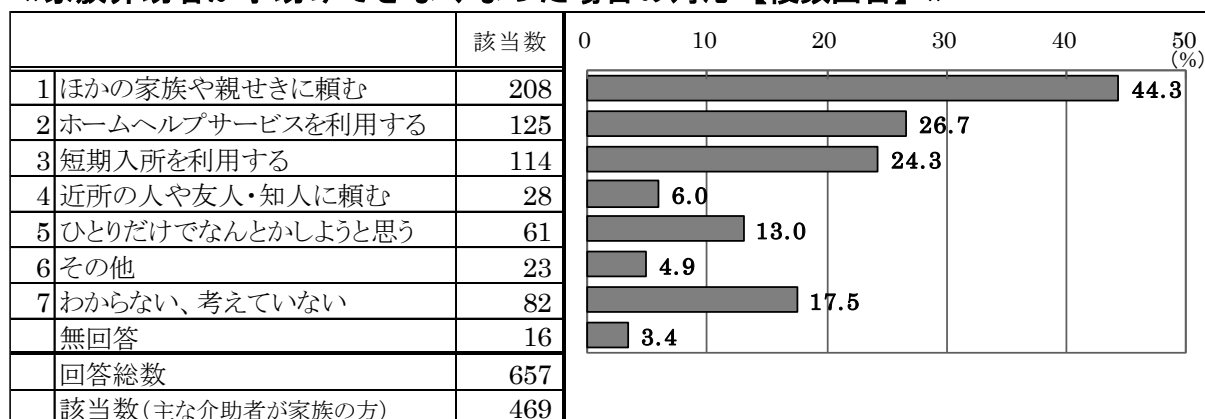
一方、障害基礎年金や特別障害者手当などを含む月平均の収入額は、約34%が「10万円～20万円未満」であり、「10万円未満」が合わせて約38%となっています。

このようなことから、引き続き、さまざまな相談窓口や福祉サービスなどの周知を図り、総合的な相談支援体制を充実するとともに、障がい福祉サービス事業所と連携し、質の向上などに取り組んでいくことが必要となっています。

《支援や介助が必要な方の主な介助者【複数回答】》

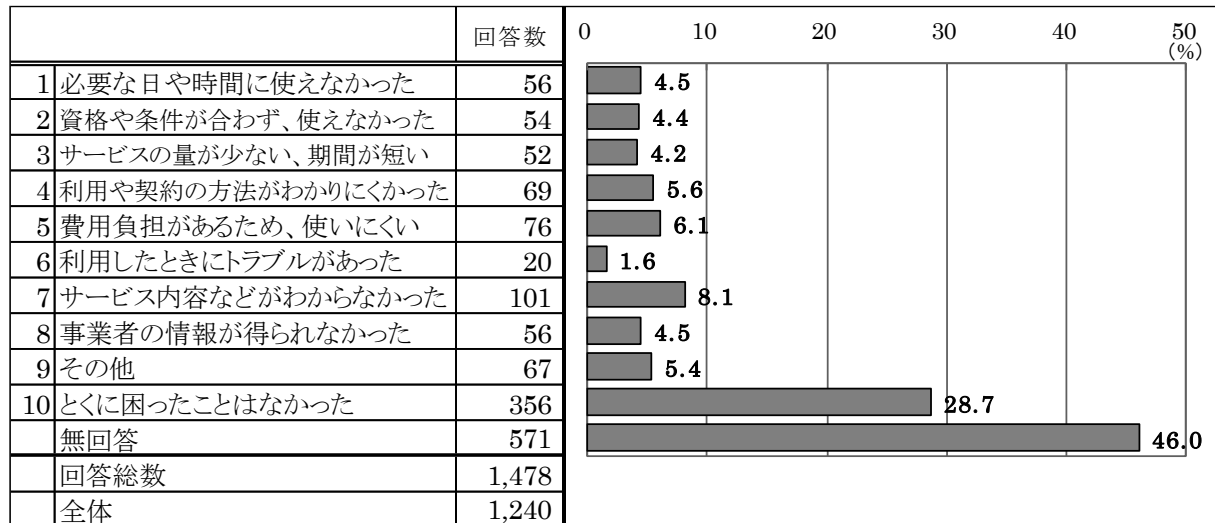


《家族介助者が手助けできなくなった場合の対応【複数回答】》

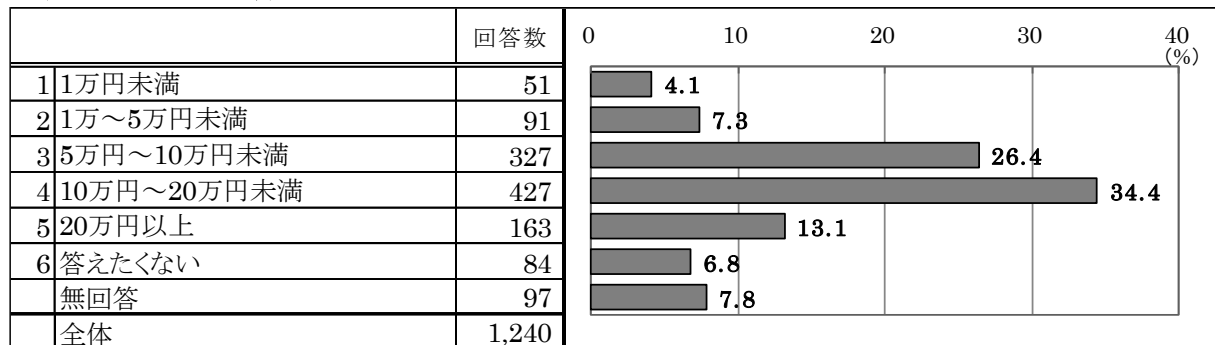


第3次 高石市障がい者計画

《障がい福祉サービスなどを利用するときに困ったこと【複数回答】》



《月平均の収入額》



(3) 雇用・就労に関して

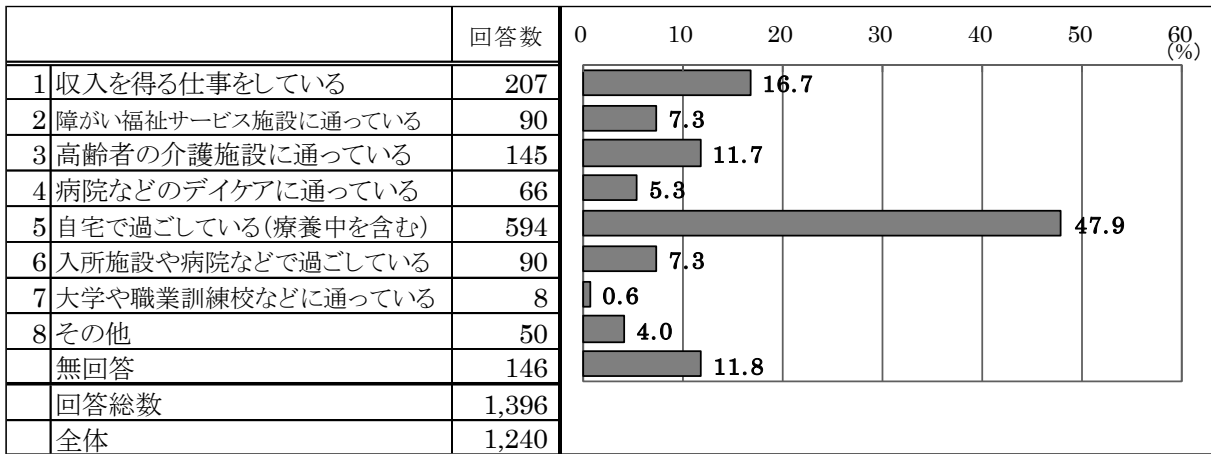
平日に「収入を得る仕事をしている」のは、6人に1人程度であり、その勤務形態は、「非常勤職員、派遣職」と「正職員」が多くなっています。

また、今後の仕事については、「仕事をしたくない(仕事はできない)」「無回答」が多くなっているものの、3人に1人は何らかの形で働くことを望まれています。

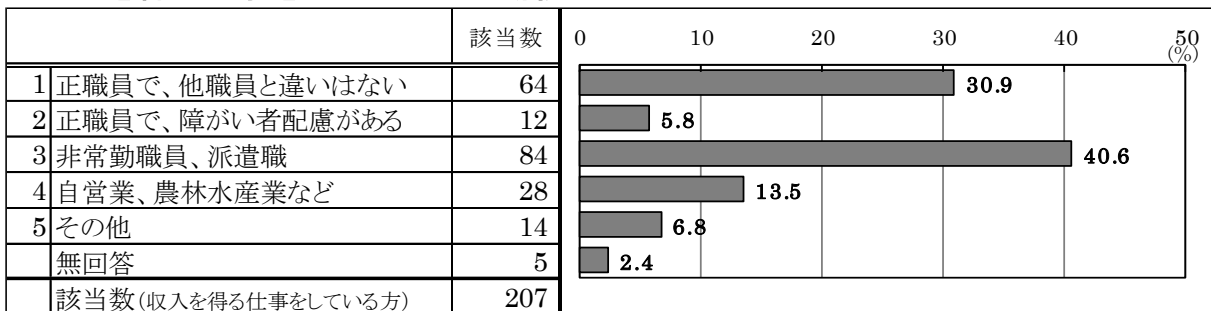
そして、就労支援として、「上司や同僚に理解があること」「健康状態に合わせた働き方ができること」などが望まれています。

このようなことから、引き続き、ハローワークなどの関係機関と連携し、一般就労の確保に努めるとともに、労働環境の改善や障がいや障がい者への理解促進、職業訓練の充実などに取り組んでいくことが必要となっています。

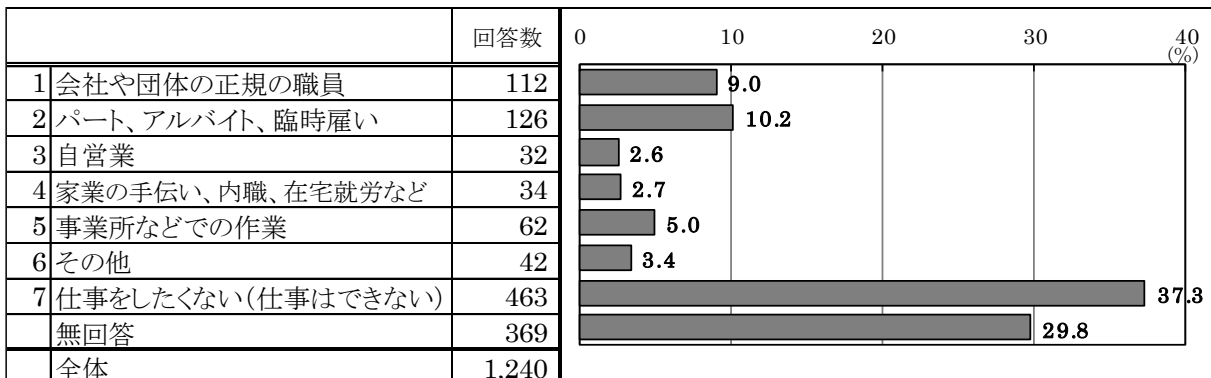
《平日の昼間の過ごし方【複数回答】》



《収入を得る仕事をしている人の勤務形態》



《今後、したい(続けたい)仕事》



第3次 高石市障がい者計画

《障がいのある方の就労支援として、必要だと思うこと【複数回答】》

| | 回答数 | 0 | 10 | 20 | 30 | 40 (%) | |
|----------------------|-------|---|----|----|----|-----------|------|
| 1 通勤手段があること | 343 | | | | | | 27.7 |
| 2 施設や設備が配慮されていること | 357 | | | | | | 28.8 |
| 3 勤務時間や日数などの配慮があること | 325 | | | | | | 26.2 |
| 4 健康状態に合わせた働き方ができること | 389 | | | | | | 31.4 |
| 5 上司や同僚に理解があること | 428 | | | | | | 34.5 |
| 6 職場で介助などが受けられること | 242 | | | | | | 19.5 |
| 7 慣れるまで援助してくれること | 251 | | | | | | 20.2 |
| 8 障がい仲間とグループで働けること | 175 | | | | | | 14.1 |
| 9 職場以外で相談対応ができること | 231 | | | | | | 18.6 |
| 10 家族の理解や協力があること | 288 | | | | | | 23.2 |
| 11 その他 | 30 | | | | | | 2.4 |
| 12 とくにない | 228 | | | | | | 18.4 |
| 無回答 | 406 | | | | | | 32.7 |
| 回答総数 | 3,693 | | | | | | |
| 全体 | 1,240 | | | | | | |

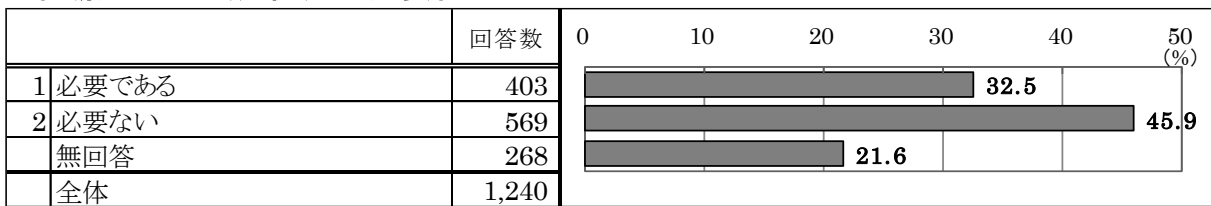
(4) 保健・医療・リハビリテーションに関して

医療的ケア（処置）が必要な人は約3割であり、具体的には「投薬や服薬」「鼻注入栄養、吸飲、吸入」などの医療的ケアを受けています。

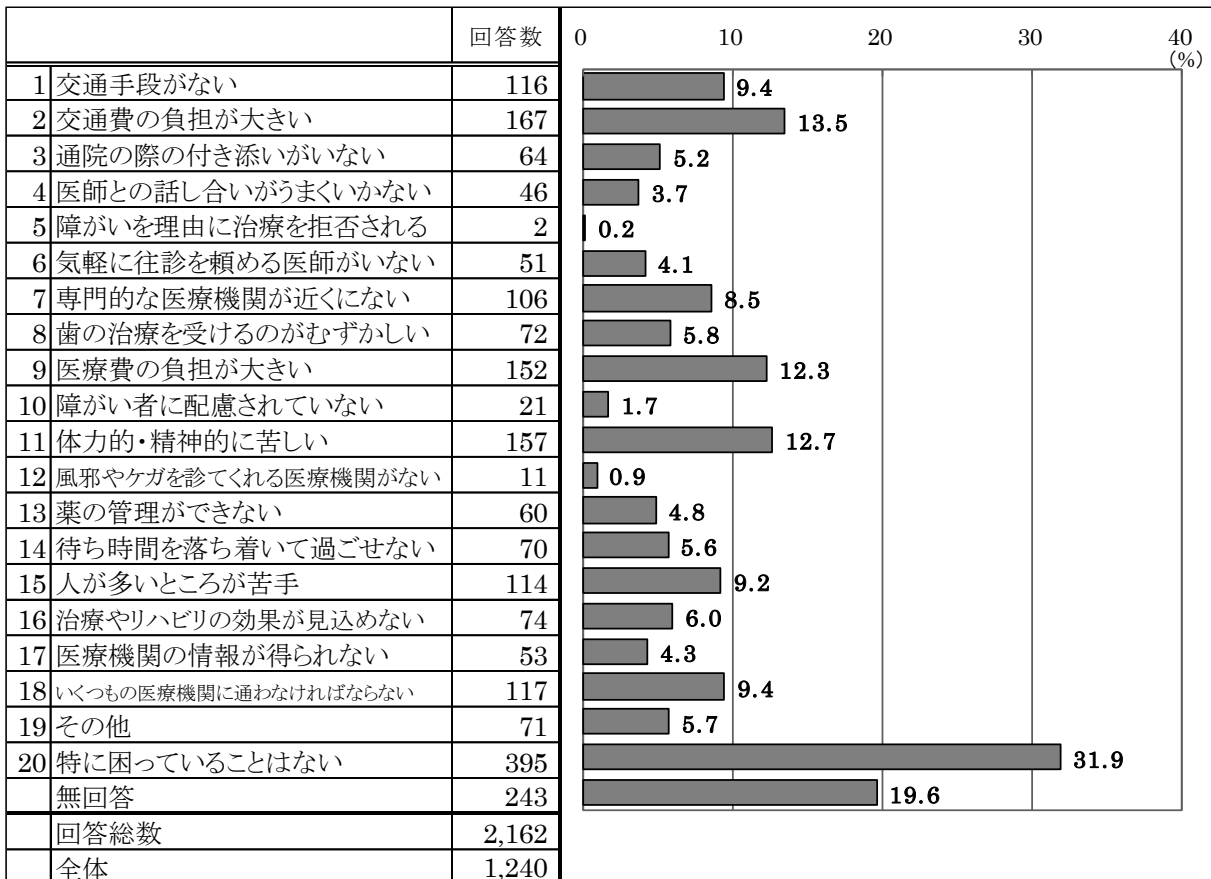
また、医療のことで困っていることとしては、「特に困っていることない」「無回答」が合わせて半数を超えているものの、「交通費の負担が大きい」「医療費の負担が大きい」「体力的・精神的に苦しい」などがあげられています。

このようなことから、引き続き、医療体制をはじめ、各種健康診断やリハビリ相談などの充実に取り組んでいくことが必要となっています。

《医療的ケア（処置）の必要性》



《医療のことで、困っていること【複数回答】》



(5) 生活環境に関して

外出する際に、困っていることや不便に感じていることは、「道路や建物・駅に段差がある」「健康上、体力的に自信がない」「気軽に休めるベンチなどが少ない」などがあげられています。

また、火事や地震・台風などの際の避難は、「ひとりでは避難できない」「避難所を知らないので避難できない」が合わせて4割となっています。

このようなことから、引き続き、防災や交通安全などの取り組みを推進するとともに、道路や公園、商業施設などのバリアフリー化を促進していくことが必要となっています。

《外出するときに、困ったり、不便に感じたりすること（【複数回答】）》

| | 回答数 | 0 | 10 | 20 | 30 (%) | |
|--------------------|-------|---|----|----|--------|------|
| 1 道路や建物・駅に段差がある | 345 | | | | | 27.8 |
| 2 歩道が通りにくい | 187 | | | | | 15.1 |
| 3 車や自転車が危険である | 238 | | | | | 19.2 |
| 4 音の出る信号機が少ない | 46 | | | | | 3.7 |
| 5 点字ブロックが少ない | 15 | | | | | 1.2 |
| 6 案内表示や標識がわかりにくい | 54 | | | | | 4.4 |
| 7 バス停や駅までの移動手段がない | 123 | | | | | 9.9 |
| 8 バスや電車の乗り降りが困難 | 180 | | | | | 14.5 |
| 9 障がい者用トイレが少ない | 119 | | | | | 9.6 |
| 10 気軽に休めるベンチなどが少ない | 263 | | | | | 21.2 |
| 11 外出先で人との会話がむずかしい | 117 | | | | | 9.4 |
| 12 まわりの人の目が気になる | 77 | | | | | 6.2 |
| 13 健康上、体力的に自信がない | 306 | | | | | 24.7 |
| 14 家の外に出ると不安になる | 122 | | | | | 9.8 |
| 15 その他 | 62 | | | | | 5.0 |
| 16 とくにない | 271 | | | | | 21.9 |
| 無回答 | 199 | | | | | 16.0 |
| 回答総数 | 2,724 | | | | | |
| 全体 | 1,240 | | | | | |

《火事や地震・台風などの時の避難》

| | 回答数 | 0 | 10 | 20 | 30 | 40 | 50 (%) | |
|--------------------|-------|---|----|----|----|----|--------|------|
| 1 ひとりで避難できる | 516 | | | | | | | 41.6 |
| 2 ひとりでは避難できない | 443 | | | | | | | 35.7 |
| 3 避難所を知らないので避難できない | 67 | | | | | | | 5.4 |
| 4 わからない | 146 | | | | | | | 11.8 |
| 無回答 | 68 | | | | | | | 5.5 |
| 全体 | 1,240 | | | | | | | |

2) 障がい児アンケート調査結果から

(1) 教育・育成などに関して

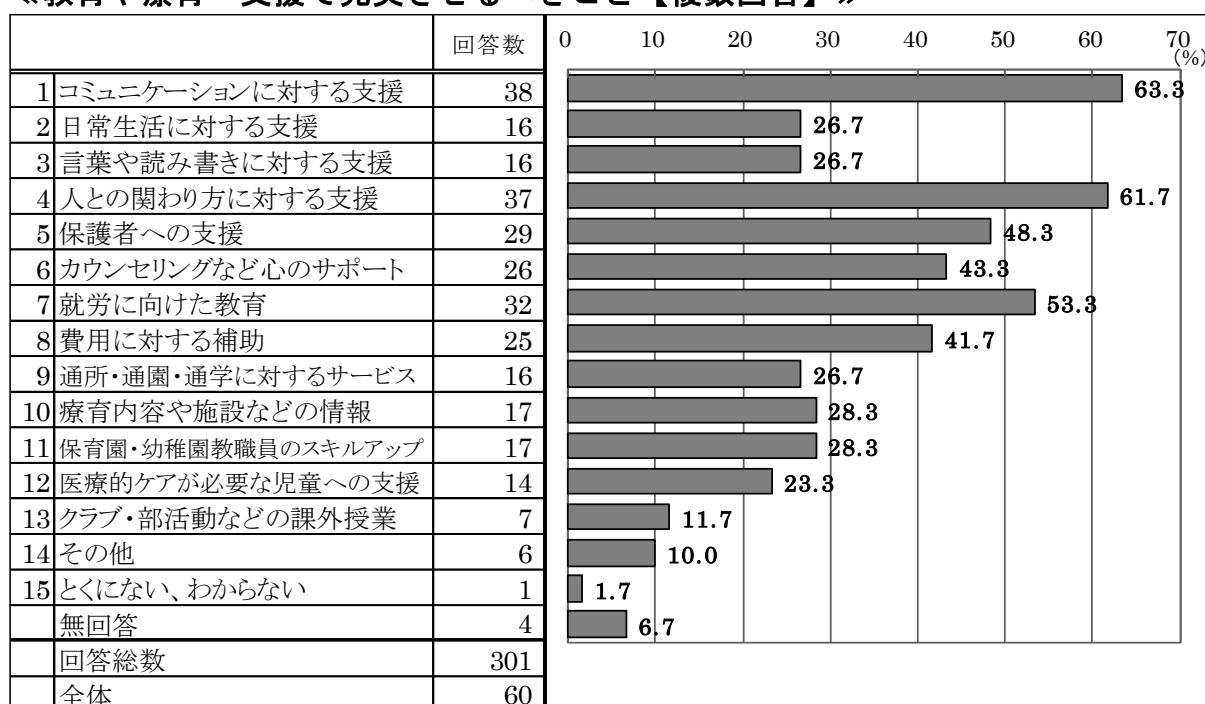
教育や療育に関して充実させるべきことは、「コミュニケーションに対する支援」「人との関わり方に対する支援」「就労に向けた教育」などがあげられています。

また、子どものことで悩んでいることとして、「療育や教育、子どもの成長に関すること」「必要とする情報が得られないこと」などがあげられています。

さらに、将来仕事に就くために必要なこととして、「特性に配慮した職場環境の整備」「コミュニケーション技術などの習得」「就職に必要な知識・技術などの習得」「就職後の相談・支援体制」などがあげられています。

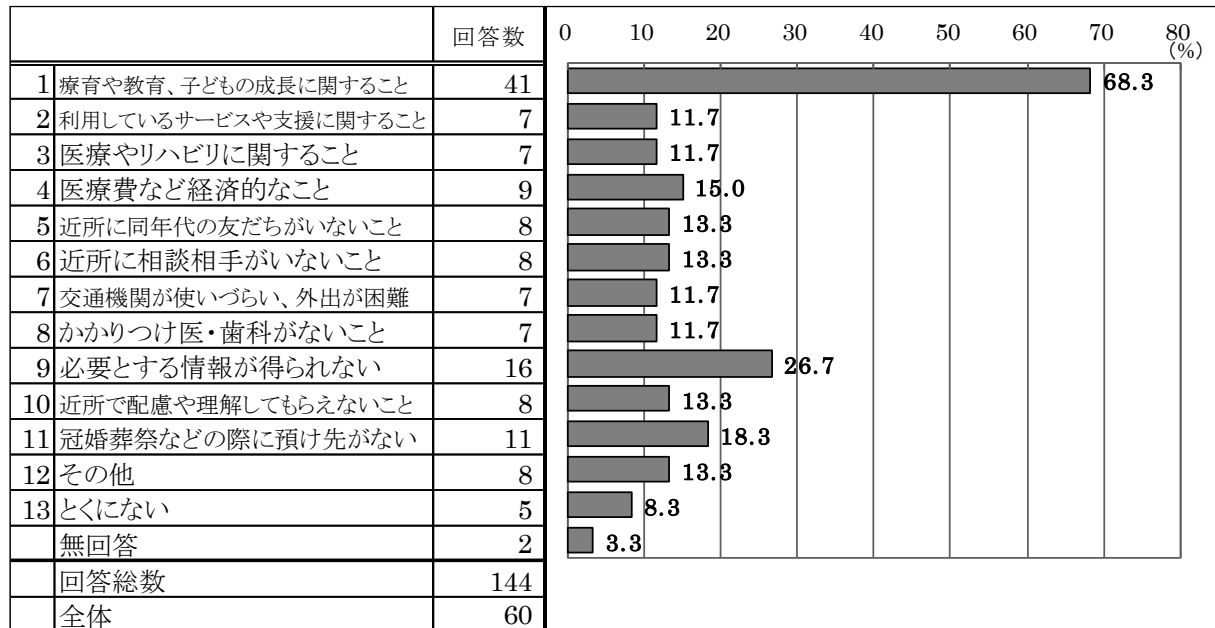
このようなことから、引き続き、長期的な観点から、一人ひとりの個性や特性に応じた支援を計画的に展開するとともに、コミュニケーション技術や人との関わり方などに関する訓練などを充実していくことが必要となっています。

《教育や療育・支援で充実させるべきこと【複数回答】》

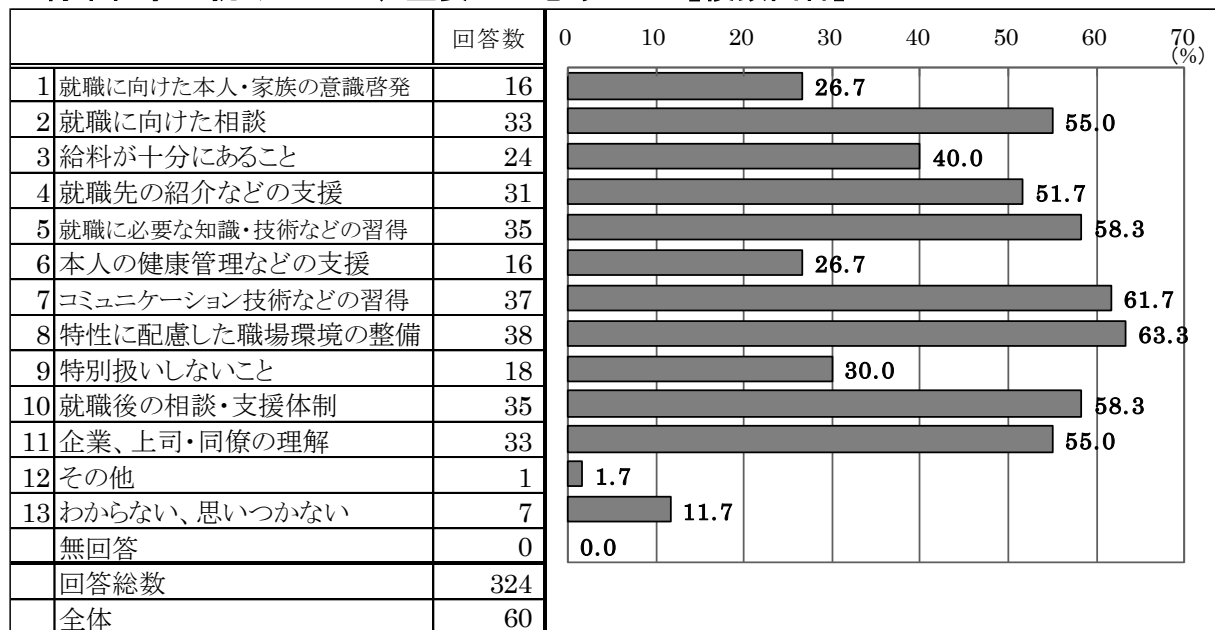


第3次 高石市障がい者計画

《子どものことで悩んでいることや困っていること【複数回答】》



《将来仕事に就くために、重要だと思うこと【複数回答】》



(2) 福祉サービス・その他に関して

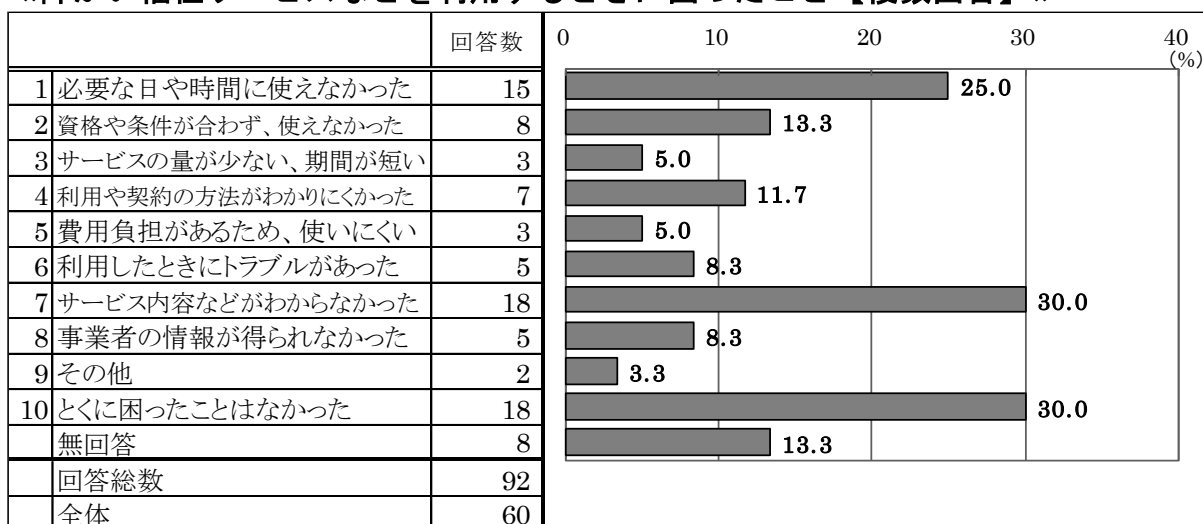
福祉サービスなどの利用で困ったことは、「サービス内容などがわからなかった」「必要な日や時間に使えなかった」などがあげられています。

また、発達障がいに関して困っていることは、「専門的な療育などの場がない・少ないこと」「進路選択や学校選択がむずかしい」「保育所などの先生の知識や理解が乏しい」などがあげられています。

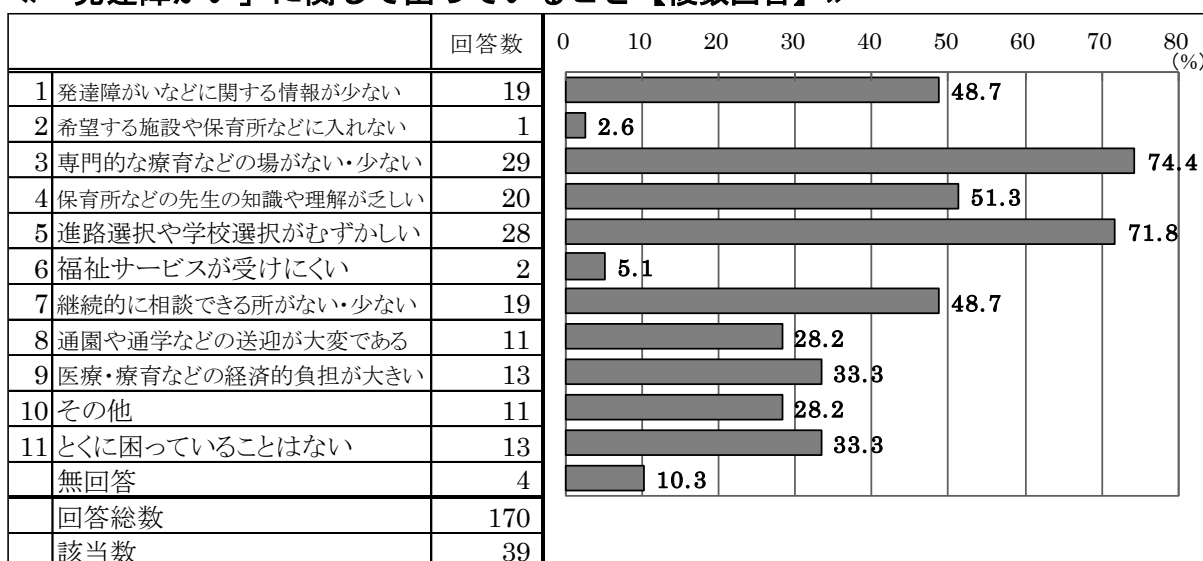
さらに、気軽に相談できるようにするために必要なこととして、「専門的な知識等のある人に相談できること」「身近に相談できる人がいること」「同じ障がいのある人に相談できること」などがあげられています。

このようなことから、引き続き、児童一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援やサービスが受けられるよう、情報提供や相談窓口の周知に努めるとともに、保健・医療・福祉・教育・労働などの連携を強化していく必要があります。

《障がい福祉サービスなどを利用するときに困ったこと【複数回答】》

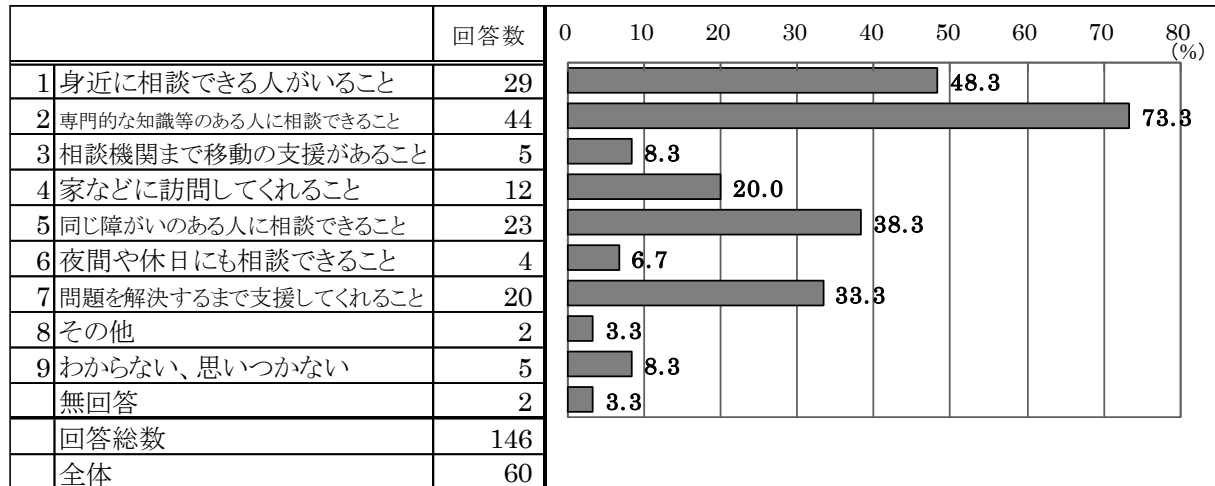


《「発達障がい」に関して困っていること【複数回答】》



第3次 高石市障がい者計画

《気軽に相談できるようにするために必要なこと【複数回答】》



3) その他

その他、障がい者団体や自立支援協議会の相談支援部会などのヒアリングなどで、次のような意見や要望があげられています。

① 施設・サービスなどに関して

- ・市内のショートステイ施設が少なく、利用しにくい。
- ・将来的な生活の場としてのグループホームが増えればと願っている。
- ・ひとり親家庭や障がいのある高齢者などについては、家族を丸ごと支援することもあると考えていくことが必要だと思う。
- ・グループホームなどでの生活を送ることができるよう、空き家などを活用し、ひとり暮らしを体験・シミュレートできる施設などがあれば良いと考える。

② その他まちづくりに関して

- ・歩道が狭く斜めになっていて、車イスが通りにくい。
- ・リモコンなどで音を鳴らせる信号機ができていますので、警察などに市内での設置を働きかけてほしい。
- ・防災無線が聞き取りにくいので、わかりやすく聞き取りやすい方法を考えてほしい。

5. 既存計画等の進捗・達成状況

(1) 理解と交流の促進

「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会をめざす」という“ノーマライゼーション”の理念の普及を進めています。

一方では、人権をはじめとしたさまざまな相談事業を展開しています。

12月の障害者週間の街頭キャンペーンや障がい者作品展の開催、広報「たかいし」への人権のページの掲載など、障がいや障がいのある人に対する市民の理解促進に努めています。

小・中学校において、「車いす体験」や「アイマスク（視覚障がい）体験」などの福祉教育、人権教育などを行っています。また、各中学校区での小・中学校の支援学級においてクリスマス会などの交流会を実施しています。

地域の障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、ボランティア関連事業などを実施し、ボランティア活動への参加促進と、活躍の場を提供しています。

(2) 教育・育成

児童発達支援センター「松の実園」において、発達上の課題のある就学までの子どもを通わせ、適切な保育や療育指導を行うことにより、その軽減を図り、自立に必要な生活能力や知識・技能・情緒などの発達を促しています。

「高石市就学支援委員会」を設置し、就学に際して保護者や子どもの心情に配慮しながら、適切な就学先を紹介するとともに、園児・児童・生徒や保護者からの相談に対し、臨床心理士による教育相談を実施しています。校内委員会にて障がいのある園児・児童・生徒一人ひとりに応じた教育・支援ができるよう、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成に努めています。

医療的ケアが必要な障がいのある児童・生徒に対しては、看護師による適切な医療的ケア、肢体不自由の児童・生徒に対しては、機能訓練士による機能訓練を実施しています。また、理学療法士や学校生活支援ボランティア、介助員を派遣・配置しています。

障がい者ふれあいプラザにおいて、身体機能の維持、生活機能の向上、社会適応能力の向上、交流の場や余暇の楽しみの機会を提供することを目的とした、講座・教室を開催しています。また、図書館では、点字図書や音訳図書、大型活字本の閲覧・貸出や、視覚障がい者への対面朗読などを行っています。

経済的負担の軽減や施設利用の機会の増加を図るため、スポーツ施設の利用料の減免をしています。

地域のスポーツ団体や文化団体と連携を図りながら、障がいのある人も参加できる講座・教室の開催に取り組んでいます。

(3) 生活支援

地域で援護を必要とする人への、相談に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、生活上の困難問題の解決に取り組んでいます。

ケアマネジメント体制として、障がいのある人や家族からの相談に応じ、個々の状況やサービス利用意向などに対し、さまざまなサービスに関する情報提供や総合的な相談支援、継続的なケアマネジメントなどを行っています。なお、相談窓口には精神保健福祉士や手話通訳者を配置しています。

乳幼児の発達相談として、子どもの発達や子育て、発達障がい、就園就学などの相談を受け、必要に応じて発達検査や心理学検査を行い、医療や保育・療育機関の紹介や保健・福祉・就学などの助言・指導を行っています。

家庭児童相談として、18歳未満の子育ての悩みや家族関係など、さまざまな相談に対応しています。

障がいのある人が、地域で自立した生活ができるよう、自立支援給付事業、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、移動支援事業などを提供しています。

校区福祉委員、民生委員・児童委員の協力を得ながら、声かけ、見守り体制の構築を図っています。

障がいのある人などの移動を支援するため、市内を循環する福祉バスのらくらく号を運行しています。また、重度の障がいのある人及び難病患者に対し、タクシーの利用料金の一部を助成しています。

市内に点在していた障がい者作業所を障がい者ふれあいプラザに集約し、障がい者の日中活動の拠点として、また、障がい者が安心して集える余暇活動の場として、ふれあいゾーン複合センター・障がい者ふれあいプラザを整備しました。

国や大阪府と協力・連携し、障害基礎年金制度や特別障害者手当、障害児福祉手当などの制度について周知を図り、相談業務の充実に努めています。

市営住宅の空き住宅の利用など、サービス提供事業者に対して協力を呼びかけ、グループホームなど、居住の場の確保に努めています。また、市営住宅福祉世帯向け住宅の供給、特別な配慮を必要とする人に対して公営住宅を確保し、供給しています。また、重度の障がいのある人がいる世帯を対象に、手すりの設置や段差解消などの住宅改修の支援に努めています。

知的障がい、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に努めています。

(4) 雇用・就労の促進

就労が困難な障がいのある人が、就労に結びつけられるよう、コーディネーターを中心に、ハローワークや泉州北障害者就業・生活支援センターの専門的支援機関、高石市就労支援センターとの連携強化に努め、就労支援体制の強化に努めています。

支援学校での進路福祉懇談会などで子どもたちの進学や就労に向けたサポート体制の充実に努めています。

就労定着支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所などと連携し、就労に向けての基礎的な訓練・指導から職場定着までの一貫した支援を進めています。また、トライアル雇用やジョブコーチなどの活用を推進するため、事業所などに情報を提供しています。

一般就労が困難である障がいのある人が、日中活動をしていくための福祉的就労の場、訓練の場の確保に努めます。

(5) 保健・医療・リハビリテーションの充実

障害者医療助成事業や自立支援医療の周知を行い、医療にかかる経済的負担の軽減を図っています。

医療終了後も継続してリハビリテーションが必要な人に対して、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練を実施するとともに、在宅訓練や住宅改造などの環境整備の相談など、リハビリテーションに関する相談を実施しています。

保護者の不安解消を図り、育児に対する指導を行っています。

4か月健康診査や1歳7か月児健康診査などの乳幼児健診、特定健康診査、各種がん検診など、各種健診事業の周知・啓発に取り組み、障がいの早期発見に努め、一人ひとりにあった療育が行われるよう、保健・医療・福祉・教育など、さまざまな関係機関が連携を図りながら支援に努めています。また、親子教室などによる療育を行いながら、早期からの支援を行っています。

発達上の課題のある児童及びその保護者に対し、療育指導や各種相談に応じることにより、児童の発達を促し、保護者が安心して子育てを進められるように取り組んでいます。

約束クリニックとして、健診や健康相談の結果、経過観察を必要とする乳幼児を対象に医師や心理相談員による健診・相談を行うとともに、発達障がいやその疑いのある子どもやその家族に対して、臨床発達心理士が相談に応じています。

障がいや保育上の配慮を必要とする子どもへの対応を進めるために、保育所などへの職員の加配や施設・設備など保育条件の整備を図るとともに、入所後の巡回発達相談や専門機関との連携を進めています。

地域子育て支援センターは、地域に子育てのネットワークをつくることを目的に、保育士・保健師による発達相談やしつけといった、子どもの成長や生活全般の相談・アドバイスを行っています。

ファミリーサポートセンターでは、母親の仕事及びリフレッシュのための一時預か

りや母親の産前産後時の園への送迎、両親が仕事時の学校、園への送迎などを行っています。近年、障がいのある児童からの需要が増えています。

(6) 生活環境の充実

ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で快適な市街地や、都市施設、建築物などの整備を進めています。また、民間施設などに対しても改善を要請しています。

都市計画道路の進捗にあわせ、歩道の段差解消に努め、歩道の整備や道路のバリアフリー化を促進しています。また、放置禁止区域の自転車撤去や道路に不法占拠している看板撤去など、すべての人が安全に道路を通行できるように努めています。

「移動等円滑の促進に関する基本方針」を踏まえ、都市公園のバリアフリー化を促進しています。

市内の津波浸水想定区域及び避難所などを掲載した「ハザードマップ」を作成し、周知・啓発に努めています。

緊急時において、誰もが適切に避難でき、また援助が受けられるように「避難行動要支援者支援プラン」を策定しています。

災害時において、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自主防災組織を結成しています。

市内各小学校区で「子どもの安全見まもり隊」を組織し、児童の登下校の際の安全見守り活動を実施しています。また、合同研修会を開催しています。

「高石市アクセシビリティガイドライン」に基づき、誰もがホームページを利用できるよう、努めています。

聴覚障がい者のコミュニケーションを確保するため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣しています。視覚障がい者に、「広報たかいし」「声のたかいし議会だより」「選挙公報」などの音声版の発行や、点字での案内などを行っています。

市内在住、在勤、在学（中学生以上）の人を対象に手話講座を開催し、聴覚障がい者への理解を図るとともに、手話奉仕員の育成を図っています。

第3章 基本的考え方

1. 基本理念

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という障害者基本法の理念に則り、障がいの有無や程度に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。

そのためには、あらゆる面において、障がい者に対する差別をなくし、また、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約するような障壁を除くことにより、障がい者が地域の中で安心して質の高い生活を営むことができる社会をめざす必要があります。

他方で、障がい者の実質的な自立と社会参加を実現するためには、障がい者自身やその家族が、十分な情報提供と必要なサービスを利用しながら、社会との関係を構築し、自立と社会参加に向けた意識を持つことも必要です。

このようなことから、「第2次高石市障がい者計画」は、基本理念として「ともに支えよう 一人ひとりの自立 ともにつくろう やさしいまち」を設定し、総合的・計画的な施策の推進に努めてきました。

本計画では、この「第2次高石市障がい者計画」の基本理念を継承することとします。

「ともに支えよう 一人ひとりの自立 ともにつくろう やさしいまち」

- すべての障がいのある人は、社会を構成する一員として基本的人権を有し、かけがえない個人として尊重される共生社会の実現
- 障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、自立と社会参加の実現をめざしたやさしいまちづくりの推進

2. 基本的な視点

この計画の基本理念である「ともに支えよう 一人ひとりの自立 ともにつくろう やさしいまち」の実現に向けて、次の4つを基本的な視点として、さまざまな取り組みを展開していきます。

1. 個人としての尊厳の尊重

すべての市民は、障がいの有無に関わらず、基本的人権を持ったひとりの人間として尊重されるものです。

そこで、障がいを理由として、分け隔てられたり、排除されることなく、障がいのある人の主体性が尊重され、住み慣れた地域において、自分らしく安心して、安全に生活が送れることができるよう、相談支援体制の充実や権利擁護の取り組みなどを進めていきます。

2. 自立と社会参加の促進

地域で生活するためには、等しく社会参加することが保障され、あらゆる分野の活動に参加できることが必要です。

そこで、障がいのある人が、地域社会の構成員の一人として、自分自身の生き方を選び、生きがいを持って自己実現できるよう、保育・教育、雇用・就労などの支援を充実するとともに、社会参加の促進に向けて取り組んでいきます。

3. 地域生活の支援

地域で自立した生活を送るためには、住宅をはじめ、さまざまな福祉サービスや生活支援の取り組みを整備・充実していくことが必要です。

そこで、障がいのある人が、自らの意思により、いきいきと勉学や就労などに取り組み、安心して安全に生活できるよう、住まいの確保や保健・医療・福祉のサービスなどを充実していきます。

4. 安全・安心なまちづくりの推進

地域で自立した生活を送るためには、都市基盤や心のバリアフリー化などを進め、安全・安心の体制を充実していくことが必要です。

そこで、障がいのある人が、安心して移動し、生活を送ることができるよう、道路などのバリアフリーを促進し、防犯や防災、交通安全などの取り組みを充実していきます。

3. ≪施策体系≫

【基本理念】

ともに支えよう 一人ひとりの自立
ともにつくろう やさしいまち

【施策の展開方向】

1. 個人としての尊厳の尊重

1) 総合的な相談支援体制の構築

- ① 相談窓口の充実
- ② 相談支援事業
- ③ 相談支援ネットワークの構築
- ④ 障がい児の相談支援体制の充実

2) 権利擁護の推進

- ① 人権相談事業
- ② 日常生活自立支援事業及び権利擁護施策の普及
- ③ 成年後見制度
- ④ 差別・虐待の防止

3) 広報・啓発活動の推進

- ① 人権啓発事業
- ② 福祉教育の推進
- ③ ヘルプマークなどの普及・定着

2. 自立と社会参加の促進

1) 保育・療育の充実

- ① 障がい児保育の充実
- ② 児童発達支援センター「松の実園」の充実
- ③ 母子通園事業（ハンビグループ）
- ④ 発達障がい児に対する相談支援
- ⑤ 地域子育て支援センター事業

2) 教育・特別支援教育の充実

- ① 教育相談事業
- ② 学校教育の充実
- ③ 支援学級の充実
- ④ 教育環境の整備

3) 雇用・就労支援の充実

- ① 一貫した就労支援の推進
- ② 地域就労支援相談事業
- ③ 就労支援体制の強化
- ④ トライアル雇用の活用
- ⑤ 障がい者雇用の促進
- ⑥ 福祉的就労の場の確保
- ⑦ 授産製品の購入促進

4) 経済的自立の支援

- ① 障害基礎年金
- ② 特別障害者手当及び障害児福祉手当など
- ③ 高石市重度障害者等タクシー利用料金助成事業

5) 社会参加の促進

- ① 障がい者ふれあいプラザの充実
- ② 図書館の充実
- ③ 生涯スポーツなどの振興
- ④ ボランティア活動の促進
- ⑤ 新たな居場所づくりの促進

6) 情報提供・コミュニケーションの支援

- ① コミュニケーション支援事業
- ② 広報などの充実

3. 地域生活の支援

1) 居住の場の確保

- ① グループホームなどの充実
- ② 市営住宅の供給
- ③ 住宅改修の支援

2) 障がい福祉サービス等の充実

- ① 障がい福祉サービスの周知
- ② 自立支援給付事業の充実
- ③ 地域生活支援事業の充実
- ④ 福祉バスの運行
- ⑤ 日中活動の場の提供
- ⑥ ファミリーサポートセンター事業
- ⑦ 小地域ネットワーク事業

3) 保健・医療の充実

- ① 各種保健事業などの充実
- ② 機能訓練事業などの充実
- ③ 各種健診の実施
- ④ 妊娠から子育てまで切れ目ない支援の充実
- ⑤ 各種医療費助成

4. 安全・安心なまちづくりの推進

1) 生活環境の整備

- ① ユニバーサルデザイン理念の推進
- ② 公園のバリアフリー化

2) 安全対策の推進

- ① 防災対策の推進
- ② 避難行動要援護者支援計画の整備
- ③ 交通安全の推進
- ④ 登下校の安全確保
- ⑤ 防犯意識の高揚
- ⑥ 消費者被害対策

第4章 施策の展開

1. 個人としての尊厳の尊重

1) 総合的な相談支援体制の構築

障がいのある人の主体性が尊重され、住み慣れた地域において、自分らしく安心して、安全に生活を送ることができるよう、学校や地域などとのネットワークを構築し、相談支援体制を充実し、人権の取り組みを推進していきます。

| 事業名 | 内容 | 担当・窓口 |
|------------------|--|------------------------------|
| ① 相談窓口の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 関係各課などと連携し、多様な問題や悩みの解消に向け、相談窓口を充実します。 多様化する相談内容に対応できるよう、精神保健福祉士や手話通訳者を相談窓口に配置します。 | 高齢・障がい福祉課 |
| ② 相談支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人や家族からの相談に応じ、個々の状況やサービス利用意向などに対し、より良いケアマネジメントにつなぐことのできる総合的な相談支援を行います。 関係機関と情報共有するなど連携を強化し、ケアマネジメント体制の構築に努めます。 | 高齢・障がい福祉課 |
| ③ 相談支援ネットワークの構築 | <ul style="list-style-type: none"> 相談内容の多様化などに対応し、地域の相談支援ネットワークの充実に努めるなど相談機能の強化に努めます。 基幹相談支援センターの設置を検討します。 近隣市町と共同し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を支える「保健・医療福祉関係者による協議の場」の設置をめざします。 医療的ケア児支援のための「関係機関の協議の場」を自立支援協議会あるいは、近隣市町と連携した設置をめざします。 | 高齢・障がい福祉課 |
| ④ 障がい児の相談支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達や子育て、発達障がい、就園就学などの相談を受け、必要に応じて発達検査や心理学検査を行い、医療や保育・療育機関の紹介や保健・福祉・就学などの助言・指導を行います。 多様な相談ニーズに応じられるよう、関係機関と連携し、相談体制の強化を図るとともに、総合的な相談体制の強化に取り組んでいきます。 | 子育て支援課 学校教育課 地域包括ケア推進課 |

2) 権利擁護の推進

障がいのある人の権利と財産を守り、地域で安心して暮らすことができるよう、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を図り、利用促進に努めます。また、虐待の防止や早期発見に向けた取り組みを充実していきます。

| 事業名 | 内容 | 担当・窓口 |
|-------------------------|--|--------------------------------|
| ① 人権相談事業 | <ul style="list-style-type: none"> 人権相談事業の周知を図り、人権に関する情報提供をはじめ、関係機関と連携を図りながら、人権を尊重する立場で助言や情報提供を行い、多様な相談に対応します。 | 人権推進課 |
| ② 日常生活自立支援事業及び権利擁護施策の普及 | <ul style="list-style-type: none"> 知的障がい、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らしていくために、介護や福祉サービスの選択、契約の援助や金銭管理などの相談や援助などをするため、社会福祉協議会と連携し、「日常生活自立支援事業」の広報・周知に努めます。 障がいのある人の権利擁護、権利侵害の防止・解決のため、民生委員・児童委員など各関係機関と協力・連携を強化します。 「日常生活自立支援事業」の契約までの期間の短縮に努めるとともに、成年後見制度への円滑な移行・利用を支援します。 | 社会福祉協議会 高年齢・障がい福祉課 社会福祉課 |
| ③ 成年後見制度 | <ul style="list-style-type: none"> 財産管理や福祉サービスの利用など自分で行うことが困難な判断能力が十分でない人を援助する「成年後見制度」の利用促進に努めます。 「成年後見制度」の利用が困難な人に、市長申立てなどの審判の申し立てなどを支援する「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。 | 高年齢・障がい福祉課 地域包括支援センター |
| ④ 差別・虐待の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 家庭児童相談室として、18歳未満の子育ての悩みや家族関係など困っている家庭に支援が行き届くよう、さまざまな相談に対応しつつ、要保護児童対策地域協議会調整機関として児童虐待の対応や未然防止に取り組みます。 「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の三法に基づき、啓発活動を推進します。 障がいの有無に関わらず、それぞれの個性と差異と多様性を尊重する意識の普及を図ります。 | こども家庭課 人権推進課 高年齢・障がい福祉課 |

3) 広報・啓発活動の推進

障がいや障がいのある人に関する市民の意識を高め、地域の一員としてともに生活し、さまざまな活動を展開できるよう、広報・啓発活動や福祉教育などを推進していきます。

| 事業名 | 内容 | 担当・窓口 |
|------------------|---|-------------------------------|
| ① 人権啓発事業 | <ul style="list-style-type: none"> 障がいや障がいのある人についての理解を促進し、人権を尊重する意識の普及・高揚に努めます。 ノーマライゼーションの理念をさらに推進し、障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深める啓発活動を推進します。 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、「広報たかいし」「市ホームページ」など多様な広報媒体を活用し、周知や啓発を進めます。 12月の障害者週間に街頭キャンペーンや障がい者作品展を実施しています。 | 人権推進課 秘書課 高齢・障がい福祉課 |
| ② 福祉教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、小・中学校において、「車いす体験」や「アイマスク（視覚障がい）体験」、人権教育などに取り組んでいます。 地域において、さまざまな機会などを活用し、障がいや障がいのある人に関する研修・学習を開催します。 | 社会福祉協議会 社会福祉課 高齢・障がい福祉課 |
| ③ ヘルプマークなどの普及・定着 | <ul style="list-style-type: none"> 援助や配慮を必要とする障がいのある人などが、周囲の方に配慮を知らせる「ヘルプマーク」の普及・定着に努めます。 障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困った時に、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるため、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載された「ヘルプカード」の普及に努めます。 | 高齢・障がい福祉課 |

2. 自立と社会参加の促進

1) 保育・療育の充実

障がいのある子ども一人ひとりが、早期に障がいを発見し、適切な治療や訓練などに結びつけていくことができるよう、幼稚園・保育園・認定こども園などと連携を図りながら、障がいの早期発見に努めるとともに、ともに遊び、ともに学ぶ機会の拡充や就学相談・指導を充実していきます。

| 事業名 | 内容 | 担当・窓口 |
|-----------------------|---|---------------------|
| ① 障がい児保育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある児童が健やかな成長のため十分な保育・教育を受けられるよう、職員の加配、施設・設備の整備などを進め、発達相談や保護者支援を行っています。 保育内容を充実するため、入所後の巡回発達相談や専門機関との連携を進めます。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| ② 児童発達支援センター「松の実園」の充実 | <ul style="list-style-type: none"> からだやことば、情緒など発達上の課題のある就学までの子どもを日々保護者のもとから通わせ、適切な保育や療育指導を行うことにより、その軽減を図り、自立に必要な生活能力や知識・技能・情緒などの発達を促しています。 職員研修を充実するとともに、地域支援を担う児童発達支援センターとして、関係機関との連携を深め、療育の質の向上と療育環境の充実に取り組んでいます。 | 子育て支援課 |
| ③ 母子通園事業（バンビグループ） | <ul style="list-style-type: none"> 発達上の気がかりなこと、子育てのやりにくさを感じた時に、早期に親子での通園を働きかけ、療育指導や各種相談に応じることにより、児童の発達を促し、保護者が安心して子育てを進められるよう、取り組んでいます。 | 子育て支援課 |
| ④ 発達障がい児に対する相談支援 | <ul style="list-style-type: none"> 発達障がいやその疑いのある子どもやその家族に対して、子どもの発達や子育て、保育・教育について臨床発達心理士が相談に応じます。 医療やリハビリテーション機関や保育・療育機関への利用調整を進め、親子教室などによる療育を行いながら、発達相談員の巡回相談によるきめ細かい支援を行います。 | 子育て支援課 地域包括ケア推進課 |
| ⑤ 地域子育て支援センター事業 | <ul style="list-style-type: none"> 地域全体の子育て支援の拠点として、オープンスペース・赤ちゃん広場、育児講座などを実施し、子育てにおける不安や悩みの解消につながるよう、保育士・保健師による育児相談といった、子どもの成長や生活全般の相談・アドバイスを行います。 | 子育て支援課 |

2) 教育・特別支援教育の充実

障がいのある子ども一人ひとりの健やかな成長を図ることができるよう、保健・医療・福祉・労働などの関係機関と密接に連携し、一人ひとりに応じた教育を進め、中・長期的な観点のもと、就学前から学校卒業後までを通じて一貫した支援を進めていきます。

| 事業名 | 内容 | 担当・窓口 |
|-----------|---|----------------|
| ① 教育相談事業 | <ul style="list-style-type: none"> 園児・児童・生徒や保護者からの相談に対し、臨床心理士による教育相談を実施しています。 相談件数や相談内容の多様化に対応するため、適正な人員配置など相談体制の充実に努めます。 | 学校教育課 |
| ② 学校教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 次年度の支援教育にかかる園児・児童・生徒の進路を検討する「高石市就学支援委員会」を設置し、就学に際して保護者や子どもの心情に配慮しながら、適切な就学先を紹介します。 校内委員会にて障がいのある園児・児童・生徒一人ひとりに応じた教育・支援ができるよう、発達障がいも含め、障がいの状況に応じた「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成に努めています。 医療的ケアが必要な障がいのある児童・生徒に対して、看護師を配置し、適切な医療的ケアを行っています。 肢体不自由の児童・生徒に対し、機能訓練士を配置し、機能訓練を実施しています。また、機能訓練士の派遣回数増加を検討します。 公立の小学校に通学する障がいのある児童に対し、理学療法士を派遣しています。 各中学校区での小・中学校の支援学級の交流会の実施に対して支援を実施しています。 | 学校教育課 |
| ③ 支援学級の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 本市と忠岡町との支援学級在籍児童・生徒、一人ひとりに対応した支援を行い、合同の行事を行っています。 支援学級に在籍し、介助を必要とする児童・生徒に対し、身辺処理・移動・危険な行動の防止などの安全配慮を行うため介助員を配置しています。 一人ひとりに応じた支援を行うため、介助員の増員を検討します。 | 学校教育課 |
| ④ 教育環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 支援学級在籍児童・生徒に対し、自立活動や学力向上に向け、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を図るため、「学校生活支援ボランティア」を配置しています。 障がいのある児童の就学に際して、必要な学校施設の整備を実施します。 | 学校教育課 教育総務課 |

3) 雇用・就労支援の充実

働く意欲・意思のある障がいのある人の雇用・就労を支援するため、ハローワーク（公共職業安定所）、泉州北障害者就業・生活支援センター、高石市就労支援センターなど、関係機関の連携を強化し、就労支援体制を充実します。

また、関係機関と連携を図りながら、障がいのある人の雇用・就労の場・機会の拡充、職場定着、一般就労が困難な人の日中活動の場・訓練の場の充実などに努めます。

| 事業名 | 内容 | 担当・窓口 |
|---------------|--|--------------------|
| ① 一貫した就労支援の推進 | ・就労定着支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所などと連携し、就労に向けての基礎的な訓練・指導から職場定着までの一貫した一般就労に向けた支援を進めます。 | 高齢・障がい福祉課 |
| ② 地域就労支援相談事業 | ・就労が困難な障がいのある人が、就労に結びつけられるよう就労支援コーディネーターを中心とした支援を行います。 | 経済課 高石市就労支援センター |
| ③ 就労支援体制の強化 | ・ハローワークや泉州北障害者就業・生活支援センターの専門的支援機関、高石市就労支援センターとの連携強化を図り、支援体制の強化に努めます。 ・支援学校での進路福祉懇談会などで子どもたちの進学や就労に向けたサポート体制の充実にも努めます。 | 経済課 高齢・障がい福祉課 |
| ④ トライアル雇用の活用 | ・トライアル雇用やジョブコーチなどの活用を推進するため、事業所などに情報を提供し、問い合わせに際して、関係機関を紹介し、支援します。 | 経済課 |
| ⑤ 障がい者雇用の促進 | ・総合評価入札制度により、障がい者の雇用を促進します。 （総合評価入札制度……価格評価に加えて、障がいのある人の雇用に積極的な企業・事業所の評価点を加味し、最も評価が高い入札者を落札者とする制度。） ・市職員の採用に際し、法定雇用率を基準に、雇用の確保に努めます。 | 契約検査課 人事課 |
| ⑥ 福祉的就労の場の確保 | ・一般就労が困難である障がいのある人が、日中活動をしていくための福祉的就労の場、訓練の場の確保に努めます。 | 高齢・障がい福祉課 |
| ⑦ 授産製品の購入促進 | ・障がい者作業所における授産製品の生産の拡大及び工賃の増額につながるよう、関係課と協議の上、作業所や授産製品の周知を行い、購入促進に努めます。 | 契約検査課 高齢・障がい福祉課 |

4) 経済的自立の支援

障がいのある人の経済的な自立に向け、障害基礎年金や各種手当などの周知と相談を充実し、適正な利活用を働きかけていきます。

| 事業名 | 内容 | 担当・窓口 |
|-------------------------|--|-----------|
| ① 障害基礎年金 | ・年金制度のさらなる周知に努めるとともに、国や関係機関と協力・連携し、相談業務の充実に努めます。 | 市民課 |
| ② 特別障害者手当及び障害児福祉手当など | ・国や大阪府と連携し、特別障害者手当や障害児福祉手当などの制度についてさらなる周知を図ります。 | 高齢・障がい福祉課 |
| ③ 高石市重度障害者等タクシー利用料金助成事業 | ・重度の障がいのある人及び難病患者に対し、タクシーの利用料金の一部を助成します。 | 高齢・障がい福祉課 |

5) 社会参加の促進

障がいのある人が、生きがいを持ち、生活の質の向上や、ゆとりやうるおいのある生活を実現できるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動などの講座や指導者などの養成を図り、活動・活躍の場の充実などに努めます。

また、地域社会の一員として積極的にボランティア活動を展開できるよう、情報の提供や講座の充実などに取り組んでいきます。

| 事業名 | 内容 | 担当・窓口 |
|------------------|--|------------------|
| ① 障がい者ふれあいプラザの充実 | ・身体機能の維持、生活機能の向上、社会適応能力の向上、交流の場や余暇の楽しみの機会を提供することを目的とした、講座・教室を開催しています。 | 高齢・障がい福祉課 |
| ② 図書館の充実 | ・点字図書や音訳図書、大型活字本の閲覧・貸出や、視覚障がい者への対面朗読などを行います。 | 図書館 |
| ③ 生涯スポーツなどの振興 | ・誰もが気軽に運動・スポーツに参加できるよう、ボッチャなどのスポーツ教室の企画、運営に努めます。 ・地域のスポーツ団体や文化団体と連携を図りながら、障がいのある方も参加できる講座・教室の開催に取り組みます。 | 社会教育課 |
| ④ ボランティア活動の促進 | ・地域の障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、ボランティア関連事業などを実施し、ボランティア活動への参加促進と、活躍の場を提供します。 ・ボランティア・市民活動センターにおいて、事業のPRや各種イベントなどの情報提供により、新たな活動の場の提供や活動のきっかけづくりなど、ボランティア活動の参加促進に努めます。 ・高石市社会福祉協議会機関紙「たかいし福祉」にボランティアだよりを掲載し、ボランティア情報を提供します。 | 社会福祉協議会 社会福祉課 |
| ⑤ 新たな居場所づくりの促進 | ・障がいのある人などの新たな居場所、また活動の場などとして、小学校や公共施設、空き家・空き店舗などの活用を含め、新たな居場所づくりを検討します。 | 社会福祉課 社会福祉協議会 |

6) 情報提供・コミュニケーションの支援

さまざまな障がいに関係なく、誰もが、必要とする情報をわかりやすく、かつ手軽に入手できるよう、コミュニケーションの手段を充実するとともに、情報提供に努めていきます。

| 事業名 | 内容 | 担当・窓口 |
|-----------------|---|----------------------------|
| ① コミュニケーション支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者のコミュニケーションを確保するため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣します。 ・夜間や緊急時の連絡体制の整備や、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成を進めます。 ・障がい者ふれあいプラザにおいて、手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障がい者への理解を図るとともに、手話通訳ボランティアの養成に努めています。 ・大阪府の手話通訳者など養成講座の受講を促進し、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の資の向上に努めます。 | 高齢・障がい福祉課 障がい者ふれあいプラザ |
| ② 広報などの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎月発行の「広報たかいし」の内容をCD（約60分）に録音し、希望者に届けます。 ・議会の活動状況を視覚障がいのある人に知っていただくため、年5回、「声のたかいし議会だより（CD）」を発行しています。 ・誰もがホームページを利用できるよう「高石市アクセシビリティガイドライン」を策定し、ホームページを維持管理しています。 ・市からの情報に関して、視覚障がいのある人の希望者に、点字での案内を行います。 ・視覚障がいのある人に対する情報の提供と選挙への参加促進を図るため、選挙公報と同情報の音声テープを作成・配付します。 | 秘書課 議会事務局 選挙管理委員会事務局 |

3. 地域生活の支援

1) 居住の場の確保

障がいのある人が、地域において、自立生活の場を確保することができるよう、グループホームや公営住宅の提供などに努めます。

| 事業名 | 内容 | 担当・窓口 |
|----------------|---|--------------------|
| ① グループホームなどの充実 | ・市営住宅の空き住宅の利用など、グループホーム事業者に対して協力を呼びかけ、居住の場の確保に努めます。 | 高齢・障がい福祉課 建築住宅課 |
| ② 市営住宅の供給 | ・特別な配慮を必要とする人に対して、福祉世帯向け住宅として、市営住宅を供給します。 | 建築住宅課 |
| ③ 住宅改修の支援 | ・重度の障がいのある人がいる世帯を対象に、手すりの設置や段差解消などの住宅改修の支援に努めます。 | 高齢・障がい福祉課 |

2) 障がい福祉サービス等の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で安全に安心して自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス提供事業者と連携を図りながら、障がい福祉サービスや地域生活支援事業などの確保を図るとともに、質の向上に努めていきます。

| 事業名 | 内容 | 担当・窓口 |
|-------------------|--|-------------------------------|
| ① 障がい福祉サービスの周知 | <ul style="list-style-type: none"> 新規手帳所持者をはじめ、障がい福祉サービスの周知・啓発に努め、生活を支援します。 地域で援護を必要とする人への、相談に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、障がい福祉サービスの利用など生活上の困難問題の解決に取り組みます。 | 高齢・障がい福祉課 社会福祉協議会 社会福祉課 |
| ② 自立支援給付事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が、必要とするサービスを受けて地域で自立した生活ができるよう、サービス提供事業者などと連携を図りながら、自立支援給付事業を実施します。 | 高齢・障がい福祉課 |
| ③ 地域生活支援事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 必要とするサービスが受けられるよう、サービス提供事業者などと連携を図りながら、相談支援事業をはじめ、コミュニケーション支援事業、移動支援事業などを提供します。 地域生活支援拠点の面的な整備に向け、近隣市町と機能や役割などについて連携・協議を進めます。 | 高齢・障がい福祉課 |
| ④ 福祉バスの運行 | <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人などの移動を支援するため、利便性の向上を図りつつ、市内を循環する福祉バスのらくらく号を運行します。 | 高齢・障がい福祉課 |
| ⑤ 日中活動の場の提供 | <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の日中活動の拠点として、また安心して集える余暇活動の場として、ふれあいゾーン複合センター・障がい者ふれあいプラザを整備しています。 | 高齢・障がい福祉課 |
| ⑥ ファミリーサポートセンター事業 | <ul style="list-style-type: none"> 母親の仕事及びリフレッシュのための一時預かりや母親の産前産後時の園への送迎、両親が仕事時の学校、園への送迎などに関して、利用会員・提供会員のマッチングを行います。 | こども家庭課 社会福祉協議会 |
| ⑦ 小地域ネットワーク事業 | <ul style="list-style-type: none"> 校区福祉委員、民生委員児童委員の協力を得ながら、声かけ、見守り体制の構築を図ります。 福祉教育・ボランティア事業と連携し、小中学生などの子ども福祉委員の創設や、固定資産税等の免除による空き家などを活用した地域拠点づくり、見守り対象者ならびに取り組む方法などを検討します。 | 社会福祉協議会 社会福祉課 高齢・障がい福祉課 |

3) 保健・医療の充実

障がいの早期発見を図り、早期に一人ひとりに応じた治療や予防、療育などが図れるよう、保健・医療・福祉・教育などの関係機関の連携を強化します。

また、障がいのある人のQOL（生活の質）を高め、適切な保健サービス、医療、リハビリテーションなどが提供できるよう、相談機能を充実するとともに、健康増進の取り組みを推進していきます。

| 事業名 | 内容 | 担当・窓口 |
|-----------------------|--|-------------------------------------|
| ① 各種保健事業などの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・4か月健康診査や1歳7か月児健康診査などの乳幼児健康診査や各種相談事業などを通じて、障がいの早期発見に努め、一人ひとりにあった療育が行われるよう、保健・医療・福祉・教育など、さまざまな関係機関が連携を図りながら支援に努めます。 ・市立母子健康センターとの連携を強化し、子育て世代包括支援センターの開設と支援の充実を図ります。 | 地域包括ケア推進課 |
| ② 機能訓練事業などの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・学童期以降の在宅の障がいのある人を対象に、理学療法士・作業療法士・言語療法士による機能訓練や相談を行います。 ・理学療法士が調査に同行し、医療終了後の在宅訓練、住宅改造などの環境整備の相談など、在宅生活を継続するのに必要なリハビリテーションに関する相談を実施します。 | 高齡・障がい福祉課（障がい者ふれあいプラザ） 地域包括ケア推進課 |
| ③ 各種健診の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、特定健康診査、各種がん検診など、各種健診事業の周知・啓発に取り組み、障がいの早期発見・予防、市民の健康増進に取り組みます。 | 地域包括ケア推進課 |
| ④ 妊娠から子育てまで切れ目ない支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時から個別面接、電話、訪問などで不安解消を図り、出産・育児に関する支援を行います。 ・市立母子健康センターとの連携を強化し、妊娠期から出産後も継続した支援体制を確立します。 ・健診や健康相談の結果、経過観察を必要とする乳幼児を対象に医師や心理相談員による健診・相談を行います。 | 地域包括ケア推進課 |
| ⑤ 各種医療費助成 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者医療助成事業や自立支援医療の周知を行い、医療にかかる経済的負担の軽減を図ります。 | 高齡・障がい福祉課 |

4. 安全・安心なまちづくりの推進

1) 生活環境の整備

年齢や障がいのある・なし、体格、性別、国籍など関係なく、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインするという“ユニバーサルデザイン”の理念に基づき、人にやさしいまちづくりに努めていきます。

| 事業名 | 内容 | 担当・窓口 |
|-------------------|---|---|
| ① ユニバーサルデザイン理念の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で快適なまちづくりに向け、道路や公園、各種施設・建築物などの整備を促進します。 歩道の段差解消に努め、道路のバリアフリー化を促進します。また、都市計画道路の進捗にあわせ、歩道を整備します。 民間施設などに対しても改善を働きかけていきます。 | 都市計画課 建築住宅課 土木管理課 事業課 高齢・障がい福祉課 |
| ② 公園のバリアフリー化 | <ul style="list-style-type: none"> 誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図るため、新規設置及び既存の都市公園のバリアフリー化を進めます。 | 土木管理課 |

2) 安全対策の推進

障がいのある人をはじめ、市民誰もが災害時などに適切に避難できるよう、地域や関係機関と連携し、防災対策や安否確認・避難誘導の体制づくりを進めていきます。

また、交通事故や犯罪などに巻き込まれないよう、交通安全や防犯の取り組みを充実します。

| 事業名 | 内容 | 担当・窓口 |
|-------------------|---|--|
| ① 防災対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 市内の津波浸水想定区域などの災害想定や、避難所などを掲載した「ハザードマップ」を活用し、周知・啓発に努めます。 地域における障がい者が参画した避難訓練の実施を促進します。 | 危機管理課 社会福祉課 社会福祉協議会 |
| ② 避難行動要支援者支援計画の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 突然の災害の時に、支援を要する人の安否確認を行い、円滑に避難し、援助が受けられるよう「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、支援体制を整備します。 災害時における障がいのある人に対する安否確認などを自主防災組織などと連携を図りながら、体制の構築に努めます。 | 危機管理課 社会福祉課 高齢・障がい福祉課 地域包括ケア推進課 |
| ③ 交通安全の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 市内に設置している放置禁止区域の自転車撤去や不法に道路に占拠している看板の撤去などを行い、すべての人が安全に道路を通行できるように努めます。 | 土木管理課 |
| ④ 登下校の安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> 市内各小学校区で「子どもの安全見まもり隊」により、児童の登下校の際の安全確保に努めます。 | 学校教育課 |
| ⑤ 防犯意識の高揚 | <ul style="list-style-type: none"> 防犯に関する資料を提供するなど、防犯に対する意識の高揚・取り組みを促進します。 | 高齢・障がい福祉課 |
| ⑥ 消費者被害対策 | <ul style="list-style-type: none"> 警察などと連携し、振り込め詐欺や還付金詐欺、マルチ商法などの被害に遭わないよう、情報提供などに努めるとともに、消費者教育や啓発などを充実します。 | 経済課 |

第5章 計画の推進

1. 推進体制

(1) 効果的・総合的な施策・事業の推進

本計画を着実に進めていくため、本市の関係各課との情報交換に努め、各分野における連携・調整の強化に努めます。

また、関係機関などと本計画の進捗状況や推進方策などを確認しながら、効果的・総合的に施策・事業を推進していけるよう、取り組んでいきます。

特に、市職員の「障がい」に関する理解を高め、障がいのある人の生活に関する対応をより一層充実するため、接遇研修や情報共有などを充実します。

(2) 各種関係団体等との連携強化

本計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった施策・事業を展開するためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。

それら関係団体とのネットワークを強化し、本計画の着実な推進に向け取り組んでいきます。

(3) 大阪府や近隣市町との連携強化

本計画を円滑かつ着実に推進していくためには、大阪府や近隣市町と連携・協力を図りながら進めていくことが重要であることから、連携・協力体制をさらに密にしながら障がい者施策の推進に取り組んでいきます。

2. 進行管理

(1) 情報提供・発信

本計画を広く市民に広め、障がいに関する市民の理解を深め、障がいのある人の社会参加を促進するため、さまざまな機会や場を活用し、情報提供・発信に努めていきます。

(2) 計画の点検・評価

本計画の各施策や事業の推進状況について点検・評価を行います。

また、計画の進捗状況は、「高石市障害者施策推進協議会」に報告するとともに、社会情勢の変化など、必要に応じ、同協議会において推進方策の検討を進めるなど、適宜、計画の見直しを行います。

資料編

1. 計画の策定経過

| 年月日 | 項目 | 内容 |
|-----------------------|----------------------------|---|
| 令和元年 7月12日(金) | ・第1回 高石市 障害者施策推進 協議会 | 案件 (1) 第3次高石市障がい者計画の策定について (2) アンケート調査について (3) スケジュールについて (4) その他 |
| 7月31日(水)～ 9月14日(水) | ・障がい者アンケ ート調査 | ○対 象：2,991人(18歳以上の手帳所持者) ○方 法：郵送配布・郵送回収 ○回収率：1,240件(回収率41.5%) |
| 7月31日(水)～ 9月14日(水) | ・障がい児アンケ ート調査 | ○対 象：167人(18歳未満の手帳所持者) ○方 法：郵送配布・郵送回収 ○回収率：60件(回収率35.9%) |
| 8月27日(火)～ 10月1日(火) | ・当事者団体等ヒ アリング | ○対 象：身体障がい(身体、視覚、聴覚)、知 的障がい、精神障がいの各種団体の代表者等 |
| 11月1日(金) | ・第2回 高石市 障害者施策推進 協議会 | 案件 (1) アンケート調査の結果について (2) 第3次高石市障がい者計画(骨子)につい て (3) その他 |
| 令和2年 1月29日(水) | ・第3回 高石市 障害者施策推進 協議会 | 案件 (1) 第3次高石市障がい者計画(素案)につい て (2) パブリックコメントについて (3) その他 |
| 2月13日(木)～ 3月12日(木) | ・パブリックコメ ント | ○市ホームページに掲載 ○市役所など主要施設で閲覧できるように配架 ○2人より合計8件の意見あり |
| 3月23日(月) | ・第4回 高石市 障害者施策推進 協議会 | 案件 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第3次高石市障がい者計画について (3) その他 |

2. 高石市障害者施策推進協議会 条例

| | | |
|----|------------|--------|
| | 昭和54年10月1日 | 条例第10号 |
| 改正 | 平成6年3月18日 | 条例第6号 |
| | 平成8年3月29日 | 条例第4号 |
| | 平成18年9月27日 | 条例第18号 |
| | 平成24年3月14日 | 条例第7号 |

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関として、高石市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市障害者計画の策定及び変更に関し、意見を述べること。
- (2) 本市障害福祉計画の策定及び変更に関し、意見を述べること。
- (3) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
- (4) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、障害者(法第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験のある者並びに関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は失職するものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、保健福祉部で行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 18 日条例第 6 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 6 年規則第 9 号で平成 6 年 6 月 1 日から施行)

附 則 (平成 8 年 3 月 29 日条例第 4 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 9 月 27 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 14 日条例第 7 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 25 年規則第 17 号で平成 25 年 5 月 9 日から施行)

3. 高石市障害者施策推進協議会 委員名簿

| 委員氏名 | 所属機関・職名 | 備考 |
|--------------------|--|--------|
| ◎野木 渡 | 高石市医師会 副会長 | 学識経験者 |
| ○宮崎 充弘 | 大阪千代田短期大学 非常勤講師 (計画相談支援かざみどり相談室 室長) | |
| 川村 千春 | 高石市民生委員児童委員協議会 会長 | |
| 山崎 雅雄 | 高石市社会福祉協議会 会長 | |
| 美馬 有規子 | 知的障害者相談員 | |
| 工藤 由加里 | 知的障害者相談員 | |
| 佐々木 志保 | コラール明日架 施設長 | 事業従事者 |
| 室井 明子 | 高石障害者作業所 所長 | |
| 松若 弘美 | 第2いずみ通所センター 施設長 | |
| 尾上 敏子 | 身体障害者相談員 | 当事者 |
| 岩城 桂子 | 高石市立児童発達支援センター 松の実園 園長 | 関係行政機関 |
| 明石 清美 | 大阪府和泉保健所 地域保健課長 | |
| 井谷 俊之 (8月31日まで) | 泉大津公共職業安定所 所長 | |
| 松尾 達子 (9月1日から) | 泉大津公共職業安定所 統括職業指導官 | |

◎：会長 ○：副会長

4. 高石市障害者施策推進協議会 提言

令和2年3月

高石市長 阪口 伸六 様

高石市障害者施策推進協議会
会長 野木 渡

第3次高石市障がい者計画について（提言）

「第3次高石市障がい者計画」について、慎重に審議を重ねた結果、計画とは別に、アンケートやパブリックコメントなどでさまざまなご意見を賜り、早急に対応していただきたいことを高石市障害者施策推進協議会としてまとめましたので、提言させていただきます。

1 防災対策に関して

いつ起こるかわからない災害に関して、障がい者・児に関する具体的な支援策・体制などを明確にしていきたい。

例えば、障がい者・児が避難訓練に参加・参画することで、市や地域、福祉事業所等が必要とすることなどが具現化するものと想定されるので、その解決に向けた方向性などを早急に示していきたい。

2 余暇活動の場などに関して

現在、平日など障がい者・児が安心して安全に楽しく過ごせる場所として、放課後等デイサービスや障がい者ふれあいプラザなどがありますが、日曜日や祝日に市内で過ごす場所はありません。そこで、障がい者・児のニーズに答えられるよう、市の運営施設などでの開館日や講座・教室の開催など、柔軟な対応をお願いしたい。

3 グループホーム・ショートステイの充実に関して

市営住宅をグループホーム・ショートステイに活用することについては、集合住宅での生活が難しい障がい者も多くおられます。そこで、空き家などを活用し、改修や運営が行えるよう、各種補助金や支援に関する情報提供や助言・指導などを充実していきたい。

5. パブリックコメントについて

(1) 募集期間

令和2年2月13日（木）～3月12日（木）

(2) 公表方法

① ホームページに掲載

- ・市ホームページ

② 主要施設で閲覧

- ・市役所（高齢・障がい福祉課、行政資料コーナー）、ふれあいゾーン複合センター（障がい者ふれあいプラザ）、中央公民館、老人福祉センター、図書館、総合保健センター、デージードーム、とろしプラザ

(3) 募集方法・結果

- ・持参、郵送、ファックス、Eメール
- ・受付件数

| 合計 | 持参 | 郵送 | ファックス | Eメール |
|----|----|----|-------|------|
| 2人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 |

- ・意見内容による分類

| 項目 | 件数 |
|-------------------------------|----|
| 意見総数 | 8件 |
| 第1章 計画策定の背景 (1～4頁) | 1件 |
| 第2章 本市の障がいのある人を取り巻く状況 (5～29頁) | 1件 |
| 第3章 基本的考え方 (30～33頁) | 1件 |
| 第4章 施策の展開 (34～47頁) | 5件 |
| 第5章 計画の推進 (48頁) | 1件 |
| その他 | 1件 |

6. 用語解説

あ行

【一般就労】

「一般就労」とは、企業等への就職（雇用関係に基づき働くこと）や在宅就労、自らの起業をいいます。また、「福祉的就労」とは、障がい福祉サービス事業所などで就労することをいいます。

【医療的ケア】

高齢者や障がいのある人が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアといいます。具体的な医療ケアとは、たん吸引（口腔、気管など）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃にかけて小さな穴を形成し栄養注入）などが該当します。医療的ケアは、医師または看護師と、一定の研修を受けた介護福祉士がたん吸引などを行っています。

【NPO（えぬぴーおー）】

Non Profit Organization（非営利組織）の略。医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などの特定分野に関する営利を目的としない住民活動団体です。また、住民活動の発展形として、NPO法（特定非営利活動促進法）に基づく法人格を有し、公共サービスを担う非営利活動法人を指すこともあります。

か行

【高次脳機能障がい】

脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動などの認知機能を高次脳機能と呼びます。交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳の一部が損傷を受けた結果、言語や記憶、意思、感情などの機能に障がいが起きた状態をいいます。

注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また、外見からはわかりにくいいため、周囲の理解を得られなかったり、本人や家族自身も生活上の支障の原因を正しく理解できないことも多くあります。

障がいと認定されると、本来受けることができる医療から福祉までの連続したケアが提供されます。

【コミュニティカフェ】

地域住民主体による地域の誰もが気軽に集う場として、定期的を開催する小地域ネットワーク活動のひとつです。現在のサロン活動とは別に、気軽に歩いて行ける身近な場所で、おしゃべりをしながら茶菓子などを楽しむことのできる、地域住民の出会いと交流・情報交換の場です。

さ行

【自治会】

市内の各自治会では、会員の自主的な協力のもと、生活環境の向上と会員相互の親睦を深め、明るく住みよい「まちづくり」を推進しています。

主な活動は、次のとおりです。

- ・まちの美化、自主防災活動の推進、防犯活動、防犯灯の維持管理
- ・運動会等のレクリエーション事業
- ・広報紙などの配布、回覧や会報などによる情報提供
- ・その他、社会教育活動への参加

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体（社会福祉法人）です。

市内の関係機関・団体との連携を図りながら、地域の福祉課題に応じたきめ細かなサービスの検討・実施や住民活動の支援・広報活動、市内の福祉に関するネットワークづくりなど、地域福祉の向上のためのさまざまな事業を行っています。

【小地域ネットワーク活動】

小地域（おおむね小学校区）を単位として、保健・福祉・医療の関係者と住民が協働して進める見守り・援助活動で、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者世帯などが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支え合い・助け合い活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的としています。地域において、ひとり暮らし高齢者などを対象に、地域のボランティアを中心に網の目のように相互に連絡・連携しあって、見守りや声かけ訪問活動などを行っています。

【ジョブコーチ】

職場適応援助者ともいいます。障がいのある人、事業主及び障がいのある人の家族に対して、障がいのある人の職場対応に関するきめ細かな支援を実施することにより、障がいのある人の職場適応を図り、障がいのある人の雇用の促進や職業の安定に資することを目的とした制度です。

【成年後見制度】

判断能力が充分でない成年者（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など）が、財産管理（契約締結・費用支払いなど）や身上監護（施設や介護の選択など）についての契約・遺産分割などの法的行為を行なうのが困難な場合や、悪徳商法被害にあった場合に、それらの人びとを守るための制度。

【泉州北障害者就業・生活支援センター】

障がいのある人の希望に沿ったプログラムを設定して、働く暮らしを支援するとともに、事業所が障がいのある人を雇用する上でのアドバイス、情報提供、定着への支援を

行います。高石市は、泉大津市、和泉市、忠岡町とともに、泉州北障害者就業・生活支援センターが管轄になります。

た行

【地域子育て支援センター】

子育て支援のための総合的な拠点です。保育所にこれまで蓄積された子どもの遊び・生活・健康などに関する経験やノウハウを生かし、地域の保護者や子どもたちの支援を行っています。本市では、市立綾園保育所と私立南海愛児園、私立東羽衣保育園に開設されています。

【地域包括支援センター】

高齢者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える中核的機関として、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント業務）及び指定介護支援業務を実施するために設置されています。

【トライアル雇用】

企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを支援する為、公共職業安定所長がトライアル雇用を実施することが適当であると認められた人を対象にした事業です。

な行

【内部障がい】

身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの7つの障がいの総称です。外見からは見えにくい状態であるため、周囲からの理解が得られにくいとされています。

【日常生活自立支援事業】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用補助、日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービス等を提供することにより生活を支援する事業です。本市では、高石市社会福祉協議会が取り組んでいます。

は行

【発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

発達障がいを完治させることは難しく、保護者や家族など周りの人たちが特性を家族や周囲がよく理解した上で、協力し合い、適切な接し方をしたり、生活環境を整えた

第3次 高石市障がい者計画

りしながら、本人が社会生活を送りやすくなるようにサポートしていくことが大切とされています。

また、思春期になるとうつ傾向が生じるなど、新たな症状が現れることも少なくなく、日頃から本人の様子を見ながら、必要に応じて医療機関を受診していくことが症状の悪化を防ぐことにつながるとされています。

【バリアフリー】

精神的、物理的、制度的などの障壁（バリア Barrier）を除去しようとする考え方で、道路の段差など、高齢者や障がいのある人などの社会参加や日常生活での障壁などをなくしたり、改善することにより、さまざまな社会活動などに参加できるようにすることです。

ま行

【民生委員・児童委員】

民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員です。地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障がいのある人、子ども、ひとり親家庭など、さまざまな理由により社会的な支援が必要と考えられる人びとに対して、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力しています。また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が選任されています。

や行

【ユニバーサルデザイン（Universal Design）】

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方です。

バリアフリーより広い概念として、「特別な人のための特別のデザインではなく、すべての人のためになるデザインが必要である。そのためには、障がいのある人用のデザイン、障がいのない人用のデザインという区別をなくし、特別のものではなく、ほとんどすべての人が利用できるように当初から設計すること。」を意味します。

ら行

【ライフステージ（Life Stage）】

人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などという呼び方やその他の区分があります。

【リハビリテーション（Rehabilitation）】

リハビリテーションとは、「全人的復権」を意味する言葉で、障がいのある人の能力を最大限に発揮して自立を促すための専門的な技術の全体を指します。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、医療的、教育的、精神的、職業的、社会的な各分野のリハビリテーションがあり、それらが連携した総合的な取り組みが求められています。

第3次 高石市障がい者計画

発行年月 令和2年3月

発行 高石市 保健福祉部 高齢・障がい福祉課

〒592-8585 高石市加茂4丁目1番1号

電話 072-275-6294

FAX 072-265-3100